

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する
意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計10件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 24 年7月7日	個人	—	
2	平成 24 年7月 10 日	個人	—	
3	平成 24 年8月8日	DSL 事業者協議会	会長	三須 久
4	平成 24 年8月8日	一般社団法人テレコムサービス協会	—	
5	平成 24 年8月8日	株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄
6	平成 24 年8月8日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
7	平成 24 年8月8日	ソフトバンク BB 株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長 兼 CEO	孫 正義
8	平成 24 年8月8日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
9	平成 24 年8月8日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
10	平成 24 年8月8日	KDDI 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

意見書

平成 24 年 7 月 7 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

提出意見：

本件ガイドライン案第3ページ注5は、下り 30Mbps 以上の FWA を超高速ブロードバンドとしています。しかし、FWA の場合、回線を複数の利用者と共用している場合がしばしばあると思いますが、このような場合は、下り 30Mbps 以上という要件をどのように判定するのでしょうか？

私の意見では、FWA は、DSL 同様もはや時代遅れの技術であると思うので、DSL と同じく通信速度にかかわらず超高速ブロードバンドに含めないこととするべきだと思います。

この点、DSL は、メタル回線であるのに対し、FWA は、光回線を用いているから異なるとも考えられます。しかし、回線がメタルであるか光であるかは、利用者の利便性にとって重要でなく、この点にこだわるのは、妥当でないと思います。

意見書

平成 24 年 7 月 10 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号
住所
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

提出意見：

1、何のためのブロードバンドなのか、を考えること

正直に言えば、有線と無線では、無線を重視する消費者が多い。簡単に言えば、スマートフォンの携帯電話（デザリング）＋普通の携帯電話、などである。もはや有線にする魅力があるのか、に関して、NTT 側も気づいており、すでに NTT コミュニケーションズは、050 電話の重視をしている。

公正な取引かどうかをワーワー言っているうちに、無線局が置かれ、携帯電話で話をする時代となってしまった。そのことを深く認識しつつ『ブロードバンドとは何か』を仕切りのおしてはどうだろうか？

2、市場主義でないからできることもあること

NTT 東西は、電話帳を毎回使うか使わないかはともかく配布し、公衆電話を置いている。それは一辺倒に市場主義でないからである。しかし、電話帳の意義はだんだん薄れつつある。その理由は、電話帳が個人情報であり、これが悪用されたからである。

公正な取引を維持したいなら、極端に言えば NTT の有線（配線）部門を分社化して公益社団法人化し、会計とサービス料金を明確化すればよいだけである。そこに、各社が契約部門に監査で入り、お金を払えば、携帯電話無線局を共有化できるようにすればいいのである。NTT もおそらくそう考えている気がする。

しかし、いまだきそれ以外で有線部門でうまみがあるのだろうか。公正競争でワーワー言うべき時なのだろうか。

もしも、言われるとすれば、例えば、同じ契約会社同士と別の契約会社との電話回線のつながる速さが違いすぎる、とかであろう。

しかし、そういうものは、検査すればすぐわかることである、と考える。

それよりも、今やるべき時は、セキュリティの適切な確保ではないかと考えられる。通信の秘密をどうするか。通信の安全をどうするか。それをもっと真摯に話し合うときであろう。

公共の維持とセキュリティに見合った料金。これをしっかり議題に挙げてほしい。

意見書

平成 24 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 650-0027

(ふりがな) ひょうごけんこうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目

3 番 2 号 神戸駅前ツインビル 7 階

(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな) でいーえすえるじぎょうしゃきょうぎかい かいちょう みす ひさし

氏名 DSL 事業者協議会 会長 三須 久

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者 DSL 事業者協議会

検証項目			意見
NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1) 検証の対象	<概要> 当協会会員企業の事業展開エリアにおいて、NTT 西日本殿における加入者情報の扱いに関する営業面でのファイアーウォールが機能していないと考えられる事例が発生しています。したがって、総務省殿においては NTT 西日本殿に対して、ファイアーウォールを確実に機能させるよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。 <詳細> 当協会の会員企業のお客様を対象にして、NTT 東西殿の公正競争に係わる調査を実施しました。その中で下記事例1の通り報告がありました。 (事例1) 2012年1月以降、電話帳に載せていない番号に対し、NTT の代理店から光回線の勧誘で何度も電話があった。なぜ番号が知っているのかと代理店に尋ねたところ、「NTT から情報をもらっています」と言われた。(西日本エリア) 当ガイドライン別紙「日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件 4の4 営業面でのファイアーウォール」に照らすと、事例1のケースでは、NTT 西日本殿における加入者情報の扱いに関する営業面でのファイアーウォールが機能していないことは明かです。 したがって、総務省殿においては NTT 西日本殿に対して、ファイアーウォールを確実に機能させるよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。また、併せて NTT 東日本殿エリアにおいても同様の事例が発生していなか速やかに実態を調査すべきと考えます。

検証項目	意見
3 その他	＜概要＞ 当協会会員企業の事業展開エリアにおいて、NTT 東日本殿の代理店が虚偽の説明により営業を行なっている事例が発生しています。したがって、総務省殿においてはNTT 東日本殿に対して、代理店の管理監督を徹底するよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。 ＜詳細＞ 先述の調査において、下記事例2についても報告がありました。 （事例2） NTT の工事会社と名乗る会社から「近日 NTT のメタルケーブルを撤去するため、光回線に変えないと電話が使えなくなる」と光回線への切替を誘導された。（東日本エリア） 事例2の工事会社と名乗る会社（以下、「当該会社」という）は実質的に NTT 東日本殿の光回線の代理店を兼ねていると想定されます。当該会社の説明は明らかに虚偽の説明であり、独占禁止法 不公正な取引方法（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）で定める「ぎまんの顧客誘引」および「競争者に対する取引妨害」に該当すると考えられます。また、電気通信事業法第26条で定める「提供条件の説明」の義務を果たしていないとも考えられます。このような虚偽の説明による営業は、競争事業者の営業を不当に妨害するものであるとともに、お客様にとっては極めて不利益なものであり、あってはならないものです。 加えて、当該会社の営業方法は、「NTT の工事会社」と名乗ることでドミナント企業である NTT 東日本殿のブランド力を悪用し、お客様を納得、信用させるというものであり、不当に自社の利益を優先するという非常に悪質なものです。 したがって、総務省殿においては NTT 東日本殿に対して、代理店の管理監督を徹底するよう速やかに是正措置を講ずるべきと考えます。また、併せて NTT 西日本殿エリアにおいても同様の事例が発生していなか速やかに実態を調査すべきと考えます。

以上

意見書

平成24年8月8日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 103-0013

住所

とうきょうとちゅうおうくにはんばしにんぎょうちょう3
東京都中央区日本橋人形町 3-10-2

フローラビル 8 階

名称

いっばんしゃだんほうじん
一般社団法人 きょうかい テレコムサービス協会

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

検証項目				意見
3 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 指定電気通信設備制度に関する検証	イ 第一種指定電気通信設備に関する検証	(ウ) アンバンドル機能の対象に関する検証	アンバンドル化の 3 条件のうち、『具体的な要望』は基準が曖昧で、実際の運用上では意味を持ちません。NTT 東西は、技術的可能で過度に経済的な負担がない機能については、アンバンドル化することを前提として他の事業者と協議すべき。 NTT 東西の NGN において、以前から同等なサービスが提供されている IP 電話サービス等を除き、セッション管理機能や帯域制御機能などの NGN 特有の機能に関するアンバンドル化は、商用サービス開始後 4 年以上経過しても依然として行われていません。本来、NGN の段階的発展に対応して、①具体的な要望があり、②技術的に可能で、③過度に経済的な負担がない場合には、要望があった機能のアンバンドル化を行うことが定められています。しかし、この「①具体的な要望」の定義が極めて不明確であり、NTT 東西に対してアンバンドル化を要望しても、全く協議が進まないのが現状です。 一方、NTT 東西の NGN において、現状ではその特有の機能を活用した新たなサービスはほとんど登場していません。IP 電話とインターネットアクセス以外にはほとんど利用されていないのが実状です。これを打破するには、NGN が持つ特有の機能をできるだけアンバンドル化し、多くの事業者がさまざまな使い方を工夫する環境を整備することが必要だと考えます。 例えば、NGN において「技術的に可能で」、「NTT 東西に過度な負担がない」アンバンドル化の候補となる機能を NTT 東西が自らリストアップして公開し、その中で関連事業者の要望が多いものから優先的にアンバンドル化するような施策等が有効と考えます。まず、NTT が自ら「オープン化可能なインタフェ

				ースはオープン化する」姿勢を示すべきです。その結果、NGN 上でさまざまなアプリケーションサービスの利活用が促進され、利用者の利便性が向上すると共に NTT 東西の NGN 自体の発展にもつながると考えます。
3 NTT 東西等における規制の遵守状況等の検証	(1) 指定電気通信設備制度に関する検証	カ 機能分離の運用状況に関する検証		機能分離の運用状況については、その現状および検証の状況について、誰でも簡単に知ることができるよう、情報を公開して欲しい。 NTT 東西のアクセス網設備に関するいわゆる「機能分離」について、H24 年度より NTT 東西はその実施状況を総務大臣に報告し、適切に行われているか否かについて検証を行うこととされています。しかし、現状では「その報告が行われたのかどうか」、また、「検証した結果がどうであったのか」全く知りえない状況にあります。機能分離の運用状況に関する検証結果またはその途中の状況について、広く情報が公開されるべきと考えます。 なお、「光の道」議論の当時、ブロードバンドの普及および利活用の促進には、NTT 東西の「構造分離」までは必要なく「機能分離」で実現可能と判断されたと思います。しかし、少なくとも現状では、結果として NGN のアンバンドル化も実現せず、NGN の利活用促進も図られているとは言えません。このような状況の中で、機能分離の運用状況の検証は非常に重要な意味を持つと考えます。是非、検証の透明性を高める工夫をお願いいたします。

意見書

平成24年8月8日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号	530-6116
(ふりがな)	おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう
住所	大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ けい・おぶていこむ
氏名	株式会社 ケイ・オプティコム
	だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお
	代表取締役社長 藤野 隆雄

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

NTT東西等における規制の遵守状況等の検証

検証項目	意見
(1) 指定電気通信設備制度に関する検証	ウ 第二種指定電気通信設備に関する検証 有限希少な周波数の利用が前提となるモバイル市場においては、周波数の割当てを受けられないMVNOの参入促進による公正競争の確保が重要であります。 しかし、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないため、次に例示する事項等について、取り組んでいただくことが必要と考えます。 例 ・接続メニューまたは卸電気通信役務メニューの多様化(データ通信、音声通信等) ・接続料または卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示 ・SIMフリー端末のさらなる拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 また、700M/900MHz帯の周波数割当てにあたり、MVNO提供計画の充実度合いを競願時審査基準として設けたことは効果的であったものの、周波数割当て後に、計画どおりMVNO開放が進められているかについて、検証されることはありません。 他方、2. 5GHz帯の周波数の割当てにあたり、MVNOへの開放促進を認定基準として設け、促進が図られない場合は「無線局の免許拒否事由となり得る」とした事例は、有限希少な周波数の有効利用の点で非常に効果的であったことから、700M/900MHz帯においても同様に、MVNOへの開放促進が履行されているかの継続的な監視が必要と考えます。
エ 禁止行為に関する検証	現在、大手モバイル事業者の顧客規模は、固定通信の各市場を凌ぐ規模に成長しており、既に大きな影響力を保持しております。 モバイル市場 [約1億3,000万契約] NTTドコモ [約6,000万契約] KDDI [約3,500万契約] ソフトバンクモバイル [約2,900万契約] 固定通信市場 ブロードバンド [約4,000万契約] NTT東西 [約2,100万契約] KDDI [約250万契約] ソフトバンクBB [約300万契約] IP電話 [約2,800万契約] NTT東・西・コム [約1,400万契約] KDDI [約450万契約] ソフトバンクBB [約300万契約] 固定通信を凌ぐ顧客規模 モバイル事業者の影響力大 ※H24.6総務省殿報道資料「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ(H24.3末)」より弊社で算出 また、資本関係のあるモバイル事業者を有する「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力をもとに、固定通信をはじめ情報通信市場全体に、影響力を拡大しつつあり、情報通信市場全体の独占化や寡占化を招くものと危惧いたします。 例 ・自グループ内の利用料金の一括請求化 ・携帯電話ショップでの自グループのブロードバンドサービスの販売 ・携帯電話・固定電話間における通話料金の無料化 ・高速モバイルサービス(3. 9世代携帯電話、WiMAX等)による他社固定ブロードバンドサービスの巻き取り

検証項目		意見
(1) 指定電気通信設備制度に関する検証	エ 禁止行為に関する検証	以上のことから、情報通信市場全体での公正競争環境確保のため、有限希少な周波数の割当てを受けているモバイル事業者には、総合的な市場支配力に着目した規制の導入や、グループドミナンスに対する厳正かつ包括的な規制制度が必要と考えます。 例えば、少なくとも上位3社のモバイル事業者に対し、自社グループ内の固定通信事業者と、他の固定通信事業者との同等性確保を義務付ける等の措置を講じることが必須です。
	オ 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証 カ 機能分離の運用状況に関する検証	NTTファイナンス株式会社殿が本年7月1日より実施した、NTT東西殿、NTTドコモ殿、並びにNTTコミュニケーションズ殿の料金の請求・回収業務の統合については、これまで積み重ねられてきた、移動体通信業務分離やNTT再編を始めとする競争政策の流れを無視して、なし崩し的にグループの再統合、独占への回帰を図っているという点で、NTT法の趣旨に反する行為であり、本施策によりNTTグループ一体化の動きが既成事実化することは問題であると考えます。 そのため、喫緊の対応として、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会等のオープンな場において今後の公正競争確保の観点から十分な調査審議を行い、必要な措置を講じることに加えて、定期的・永続的に検証を行うことが必要であると考えます。 少なくとも、料金の請求・回収業務を梃子とした共同営業行為(NTTグループのサービスのセット販売やポイント等の特典制度等)がなされないよう厳正に措置いただくことが必須であり、業務委託先子会社等監督の運用状況、および機能分離の運用状況に関する検証にあたっては、上記の観点を踏まえた上で評価いただくことが必要と考えます。
(1) 指定電気通信設備制度に関する検証	オ 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	NTT西日本殿の販売代理店等において、ADSLユーザをターゲットとした電話での「フレッツ光」の勧誘がいまだに散見されることから、接続情報の流用の疑念が拭いきれません。 また、「NTTがケイ・オプティコムに光ファイバー線を貸しているので、ケイ・オプティコムの料金は高い」、「ケイ・オプティコムは滋賀県で加入者が多いからスピードが遅くなる」(どちらも聞き取りによる情報収集)といった、優越的地位を乱用した営業活動も見られます。 加えて、お客様に対して、弊社サービスがNTT西日本殿のサービスに比べ大きく劣後するかのような、根拠不明の誤ったサービス内容(品質、料金等)を伝えて、NTT西日本殿のサービスに誘導するケースも見受けられます。
(2) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	イ 検証の対象	以上のことから、NTT西日本殿が販売代理店等を十分管理監督しているか疑問のあるところであり、このような不適切な営業活動の早期是正を含めて、NTT西日本殿による販売代理店等の管理監督の徹底を強く要望いたします。

検証項目	意見
(2) 日本 電信電話 株式会社 等に係る 公正競争 要件の検 証 イ 検証の 対象	①「光ぐつと割引」「光もつと割引」の適正性検証 弊社は昨年の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011年度)」において、「NTT西日本殿のキャンペーン割引『光ぐつと割引』および『光もつと割引』については、当該割引制度を適用した後の利用者料金について、原価を下回る競争阻害的な水準となっていないか、検証いただくことを要望」いたしました。 本内容に関しては、総務省殿「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011年度)」において、「電気通信事業法上問題となる行為として、独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定することや、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等が掲げられている」、「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していく」とされています。 このような競争事業者を排除させる可能性のある料金設定により、市場支配力を持つNTTグループによる顧客囲い込みがさらに進み、結果として、公正な競争環境を歪めるものと考えます。 以上のことから、総務省殿においては、本検証における判断基準や考え方、検証結果等について速やかに公開していただくことを要望いたします。 ②「活用業務制度」の是非 昨年11月の改正NTT法の施行による、NTT東西殿における活用業務制度の認可制から届出制への規制緩和については、本年1月24日付け23事業者連名で提出した要望書のとおり、届出書の記載だけでは、具体的なサービス内容が不明確であり、今後を含め如何なるサービスに利用されるか判別し難いため、結果として、NTT東西殿によるなし崩しの業務範囲拡大を助長する恐れがあります。そもそも、ボトルネック設備を保有するNTT東西殿に対する活用業務制度は、NTT殿の独占部門と競争部門を分離して競争を一層促進し、ひいては国民利便の向上に繋げるというNTT再編の趣旨をないがしろにするものであることから、同制度は本来廃止すべきと考えます。 本内容については、総務省殿「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2011年度)(案)」に関する意見及びその考え方において、「活用業務の届出があった際は、総務省において『NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン』に沿って、公正競争環境に与える影響等について確認を行っている。」とされています。 届出制のもとでは、活用業務に係る手続きについて透明性・客観性をより一層向上させる必要があることから、届出書に具体的なサービス内容を記載する等、より詳細な情報をNTT東西殿に公開させる仕組みに改めることが必須です。 加えて、総務省殿においては、「公正競争環境に与える影響等について確認」に係る判断の基準・根拠、検証結果等について公表することを含め、活用業務に係る公正競争上の課題に関して外部検証性を確保していただくことを要望いたします。

検証項目	意見
その他	過去の行政指導に対する措置の再検証や監視機能の強化 2007～2011年度の検証結果に基づく累次の行政指導に対してNTT東西殿が実施する とした措置について、実効性があったか、継続的に機能しているか等を検証するとともに、さ らなる措置の実施を指導することが必要と考えます。 また、電話・口頭での活動は証拠が残りにくく、ましてNTTグループやNTT東西殿内部の 状況は認知すらできないため、競争事業者による実態調査には限界があります。 そのため、公正競争レビュー制度の実効性をさらに高める観点から、外部による客観的な 検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組 みを導入することを検討すべきと考えます。

以 上

意見書

平成 24 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくとのもん
住 所 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

この度は、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

検証項目				意見
N T T 東西 等における 規制の遵守 状況等の検 証	1 指定電 気通信設備 制度に関す る検証	(1)第一種指定 電気通信設備 に関する検証	ア 指定要件に関する検 証	■ネガティブリスト方式・端末系伝送路設備の種別（メタル・光）の現行維持が必要 第一種指定電気通信設備の指定要件については、平成24年5月18日付の「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2011年度）の公表」にて総務省殿の考え方が示されましたが、現在においても、その考え方を変更すべき特段の事情は依然として認められない状況であるため、引き続き、ネガティブリスト方式の採用及び、端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を継続することが必要と考えます。
			イ 指定の対象に関する検 証	■指定の対象は現行維持が必要 NGN、地域IP網及び、ひかり電話網、加入光ファイバ、WDM装置等の第一種指定電気通信設備の指定の対象は、平成24年5月18日付の「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2011年度）の公表」にて総務省殿の考え方が示されたとおり、現在においても状況は変わっていないため、引き続き、第一種指定電気通信設備の指定を行うことが必要と考えます。 【電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データ

				【(H23年度3月末時点)】 NTT東西加入電話：約3,135万 直収電話：約386万 DSL：約670万 FTTH：NTT東西殿のシェア 74.2% 0ABJ番号におけるNTT東西のシェア 65.5%
			ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	■IPv6の利用進展に伴う設備の開発・更改に係る情報開示 NTT東西殿は2012年7月にIPv4/v6デュアルスタック対応の網終端装置、及び集約装置の導入を発表しましたが、当該情報が公開された時期が装置の新規申込受付の前日となっているなど、接続事業者側では、当該装置の利用開始可能時期を予見して効率的なネットワーク構築計画を立てることが難しくなるケースが有り得る状況です。 今後は、NTT東西殿による光サービスの集約「Bフレッツ・光プレミアムから光ネクストへのマイグレーション」やIPv6アドレス普及促進によるIPv4専用装置の提供終了などの要因から網終端装置等の接続事業者が利用する装置の開発・更改が想定されます。 従って、接続事業者事業者のネットワーク構築における予見可能性を確保するためには、上記における「機能概要」、「スケジュール」、及び「装置の開発や更改の有無」等の情報については、十分な期間を確保して公表するといったルール整備を「情報開示告示」の改正も含めて検討頂く必要があると考えます。 ■地下管路等の共同収容について

				N T T東西殿所有の地下管路等に接続事業者が共同収容を行うにあたっては、接続事業者とN T T東西殿との損害賠償に係る契約内容が片務的であり、貸主としての接続事業者とN T T東西殿との公正性もしくは同等性が確保されていないと考えております。 ボトルネック設備の利用条件の公正性・同等性を確保する観点からも総務省殿にて検証を行うべきと考えます。
		(2)第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証 ■二種指定制度は、接続料協議における「公定力の類似の力」による非対称規制の形骸化を防ぎ実効性を高める見直しが必要 二種指定制度は、電気通信事業法施行規則の一部改正により、指定の基準を端末シェア25%から10%に規制対象が拡大されましたが、指定事業者においては、接続料等の透明性と公平性が担保されている反面、認可又は届出後の接続料等は言わば「公定力の類似の力」を及ぼすため、指定事業者は自らの接続料等を事業者間協議において合意形成しようとするインセンティブが働き辛く、むしろ結果として有効な協議が成り立たなくなるなど非対称規制の形骸化につながる構造的な課題が内在しています。 加えて、接続料等に関して接続事業者が公に意見表明する機会が担保されていない事も鑑み、認可制等の一種指定事業者並みの規制を検討することも必要と考えます。 また、平成24年7月27日付で策定されました「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」の主旨に則り、円滑な事業者間協議を図るためにも、指定事業者には届出前の説明会等の実施を義務付ける必要があると考えます。	
			イ 指定の対象に関する	

			検証（注）	
		(3)禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	■KDD I 殿・ソフトバンク殿の規制対象への追加 二種指定制度における禁止行為規制対象事業者は、現状N T T ドコモ殿のみとなっておりますが、以下の市場環境の変化を鑑みれば、非対称規制として有効に機能させる観点から、当該規制の運用を厳格化しKDD I 殿及びソフトバンク殿も対象に追加すべきと考えます。 ① モバイル市場の売上高や利用者規模は、固定通信市場を遥かに上まっており、上位3社の寡占状態が続いている点 ② 電気通信市場においては、モバイル事業者を中心としたグループ3社(N T Tグループ、KDD I グループ、ソフトバンクグループ)への集約化が進行しており、グループ内連携によりより優位な市場支配力を行使できる環境にある点 なお、②の具体的事例として、近年KDD I 殿、及びソフトバンク殿にて、「a uスマートバリュー」や「スマホB B割」といった自社のスマートフォンとC A T V事業者の固定通信サービスをセット販売する割引サービス・キャンペーンが挙げられます。 これらの事例は、モバイル市場における巨大な市場支配力を梃子にして固定通信市場の囲い込みを図る虞があるため、KDD I 殿、及びソフトバンク殿を禁止行為規制の対象に追加とすることで、排他的、差別的な取引は禁止されるべきと考えます。

			イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証	■県域等子会社の規制対象への追加 ２００９年１１月に発覚した「ＮＴＴ西日本情報漏洩問題」や「ＮＴＴ東西殿の県域等子会社におけるＮＴＴドコモ殿の携帯電話販売、及びドコモショップ運営」の事例は、接続情報の目的外利用、及び排他的なグループ間連携であり、本来、禁止行為の対象になるものと考えます。 しかしながら、これら事例の主体である県域等子会社が、ＮＴＴ東西殿の営業及び設備管理等業務の事実的な実行部隊にも係らず、禁止行為規制の対象に指定されていないため、上記のような反競争的行為の抑止が出来ていない状況です。 これは、現行の禁止行為規制がＮＴＴグループの業務実態と乖離し、公正競争上の課題があることを浮き彫りにしている事例であるため、早期に禁止行為規制の対象に県域等子会社を追加すべきと考えます。
			ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	■特定関係事業者制度の指定対象の見直し ＮＴＴグループ問題は、昨今ＩＰ化の進展やＬＴＥ等の登場による高速化等によりモバイルと固定が相互補完的なサービスとして価値向上が認められる点や、ＮＴＴグループ各社の業務の集約化が急速に進められている等の市場環境の変化を鑑みれば、事業領域を跨ぐ巨大な市場支配力の行使が今後一層懸念されます。 これら課題を解決するためには、累次の公正競争要件をＮＴＴグループの業務実態や市場環境の変化を反映するように再構築する必要があり、ＮＴＴコミュニケーションズ殿のみ指定対象とした特定関係事業者制度についても、公正競争レビュー制度(以下、本制度)の枠組みで課題整理、及び必要な措置の検討を行う

				必要があると考えます。 特に、NTTドコモ殿は、NTT東西殿と共に指定電気通信設備を有し、双方の連携が公正競争環境に与える影響は非常に大きいため、早期に特定関係事業者に指定すべきと考えます。
		(4)業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証		■運用状況における外部検証性の確保（以下(5)と共通意見） 2012年6月29日付でNTT東西殿より、「禁止行為規定遵守措置等報告書」（以下、禁止行為規定報告書）が提出され、業務委託先子会社等監督、及び機能分離の運用状況が示されておりますが、例えば、以下の情報はその大半が一般開示されておらず、これらの運用状況や監査の妥当性等については、外部検証性が十分に確保出来ておりません。 ＜一般開示されていない主な情報＞ ✓ 別添資料2の「業務毎の委託額」 ✓ 別添資料5の「役員兼任者の役職」 ✓ 別添資料8の「接続関連情報の適正な取扱い等に関する規程」 等 従って、総務省殿においては、禁止行為規定報告書の内容を全て公表頂くことや、NTT東西殿とは独立した第三者機関による監査を導入する等の対応を検討頂く必要があると考えます。 また、本制度の検証では、単に禁止行為規定報告書の内容確認のみに留まらず、2014年度の包括的検証を見据えて、制度上の課題整理を行い、例えば、以下で示した「監督規制対象の拡大」

			や「インプットの同等性の確保」といった更なる措置の検討等も実施頂くべきと考えます。 ■監督規制対象の拡大(再委託先、再々委託先等) 禁止行為規定報告書の別添資料3の「監督対象子会社の業務再委託の有無」の内容からは、大半の監督対象子会社がNTT東西殿からの委託業務を再委託していることが分かります。 しかしながら、現行の監督規制の対象にこれら再委託先は含まれていないことから、再委託先や、再々委託先等を通して接続情報の目的外利用や、排他的な一体営業等の反競争的行為が行われる虞があり、結果として、監督規制が形骸化することが懸念されます。 従って、監督対象子会社による業務の再委託が定常化していることを考慮して、再委託先等も監督対象に追加すべきと考えます。
		(5)機能分離の運用状況に関する検証	■インプットの同等性の確保 現行の機能分離措置については、主に設備部門とその他部門の「ファイアーウォールの厳格化」にフォーカスした内容となっておりますが、機能分離措置の趣旨であるボトルネック設備の同等性の確保のためには、「インプットの同等性」についても合わせて確保する必要がある、具体的には、以下のような課題があると考えます。 ✓ <u>開通工事や設備構築等に要するリードタイムの同等性</u> 現行は、接続約款や個別契約に規定された納期は基本的に確

			保されるが、納期の範囲内での接続事業者と利用部門間におけるリードタイムの同等性を担保するインセンティブが設備部門に存在しない。 ✓ <u>オペレーションシステムのコスト削減インセンティブ</u> 接続事業者の利用するオペレーションシステムは、①NTT東西殿が利用しないこと、及び②NTT東西殿が接続料で開発コストを漏れなく回収可能であることから、コスト削減インセンティブが存在しない。 これら課題については、本制度の検証の中で、禁止行為規定報告書や、本意見書のボトルネック設備利用に係る各社意見の内容等を踏まえて課題整理を行い、必要に応じて、例えば、設備部門とその他部門間における「システムの物理的分離」や「コスト削減目標の設定などによるインセンティブの付与」といった更なる機能分離措置の追加を検討すべきと考えます。
	2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1)検証の対象	■NTTファイナンス殿による料金請求業務統合 「NTTファイナンス殿による料金請求業務統合」については、外観上は請求書の統合であり、それによる利用者利便性の向上が訴求されていますが、実質的にはNTT4事業会社のビルング、料金回収部門をグループ会社であるNTTファイナンス殿へ集約するNTTグループのリストラクチャリングであることにより注目をすべきであり、競争政策の根幹に対する問題提起であると考えます。 本来であれば、本案件はNTTグループの組織問題として、こ

		れまで積み上げられてきた移動体分離要件、NTT再編やNTT法の趣旨に基づいて、競争政策の中で議論されるべきであり、なし崩し的なグループの再統合、独占回帰につながらないようオープンな検討が必要であると考えます。 また、2014年度の包括的検証に向けて、本制度の枠組みでも課題整理や必要な措置の検討が行われるべきと考えます。 総務省殿においては、累次の公正競争要件を担保する観点から2012年3月の行政指導により講ずべき措置をNTTグループに要請し、NTTグループ各社に実施状況を毎年度報告することを求めています。万一、措置が十分に取られていないと判断される場合は、公正競争環境に与える影響の重大性を鑑みて、本案件の停止も含めた処置も視野に入れるべきと考えます。 なお、実施状況の検証においては、NTTグループ各社の報告内容、及び総務省殿における判断基準・検証方法を可能な限り開示頂き、例えば、競争政策委員会等のオープンな場で十分に検証して頂くといった透明性の高いスキームにて進めて頂く必要があると考えます。
	3 その他	■包括的検証を見据えたPDCAサイクルの確立 2012年12月20日付の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申により、本制度の運用状況や検証結果を踏まえて、2014年度に競争ルール全体の枠組みの見直しも視野に入れたに包括的検証を行う方針が示されました。 この包括的検証を有効なものとして、市場環境の変化を適時適切に捉えた競争ルールの見直しを行うためには、本制度の検証にて制度全般における課題、及び必要な見直し内容を明確化し、そ

		の結果を有機的に包括的検証に反映するためのPDCAサイクルを確立すべきであり、具体的には、以下2点の対応が必要と考えます。 ① 従来の競争セーフガード制度で注視事項となっていた事例は、競争政策委員会等のオープンな場で審議し、公正競争上の問題の有無や必要な措置の明確化を図る。 ② 包括的検証の実施を見据え、本制度の検証では制度の運用の適正性に留まらず、制度全般の有効性や適正性における課題等のレビューも実施。 なお、本制度の検証において、明らかに制度上の問題が浮き彫りになるような事例が発覚した場合には、包括的検証を待たずに適宜公正競争要件を見直すことも必要と考えます。
--	--	---

(注) アンバンドルすることが望ましい機能に関する意見を含む。

<記載要領>

「意見」欄には、御意見の具体的な内容を御記入下さい。その際、制度の有効性・適正性ではなく、制度の運用の適正性に関する御意見を御記入下さい。

以上

意見書

2012 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクＢＢ株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼ＣＥＯ 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼ＣＥＯ 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼ＣＥＯ 孫 正義

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

情報通信は我が国の社会・経済活動の重要な基盤としての役割を果たしており、国民生活の利便性向上、経済活性化、国際競争力の強化等を実現する上で、ブロードバンドの普及促進が重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、政府において、2015 年頃を目途に全世帯でのブロードバンド利用の実現を目標に掲げ、「光の道」構想に係る「基本方針」及び「工程表」が策定されました。公正競争レビュー制度（以下、「本制度」という。）は、「光の道」の実現に向けた、我が国の基幹的政策であるブロードバンドの普及促進とその実現の前提条件たり得る公正競争環境の実現のため、毎年度の継続的なチェック及び包括的な検証を行うものであると認識しています。

本制度の前身と位置づけることが出来る競争セーフガード制度においては、指導の発出等により、一定の効果があつたものの多くの検証項目において注視という結果が繰り返され、検証プロセスそのものが形骸化し、必ずしも十分に有効な制度として機能してこなかったことや検証対象である各規制・制度自体の検証が行われてこなかったこと等、課題が存在していたものと考えられます。本制度については、競争セーフガード制度の運用において得られた経験等も踏まえ、運用方法等の抜本的な見直し等を実施頂くと共に、本制度の検証対象たる制度そのものの適正性の検証等を行うことにより、現在市場において起きている問題を柔軟かつ実効的に解決しうる検証制度として頂くことを要望します。

なお、市場において、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合や東日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東日本」という。）殿及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 西日本」という。）殿（以下、合わせて「NTT 東西殿」という。）の活用業務に関する申請増によるなし崩しの業務範囲拡大等、長期的な視点において公正競争環境が損なわれる施策等が実施されており、ひいては一般消費者が利益を享受する機会を奪われることにもつながりかねません。また、NTT 新社長の発言（2012 年 7 月 2 日 通信興業新聞第 1 面）を見るに、グループ連携の強化、NTT 東西の子会社を通じた業務拡大が示唆されていることも懸念されます。総務省殿においては、2009 年の NTT 西日本殿による接続情報の目的外利用に係る事案の発覚や未然の防止等に至らなかったこと等を踏まえ、同様の事態に至らないように、即時必要な措置を講じる等、対応頂きたいと考えます。

以上を踏まえた上で、次頁より、本制度の検証項目に関する弊社共意見を述べさせていただきます。

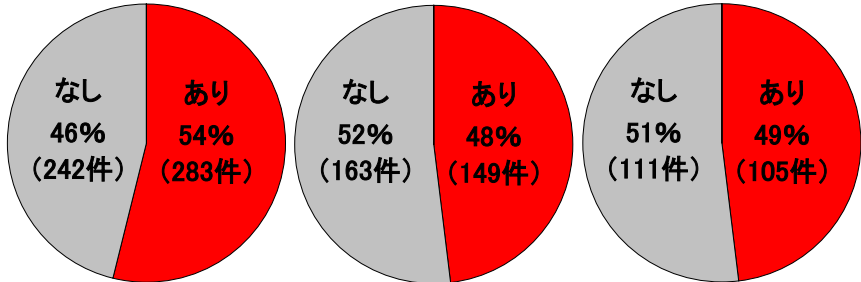
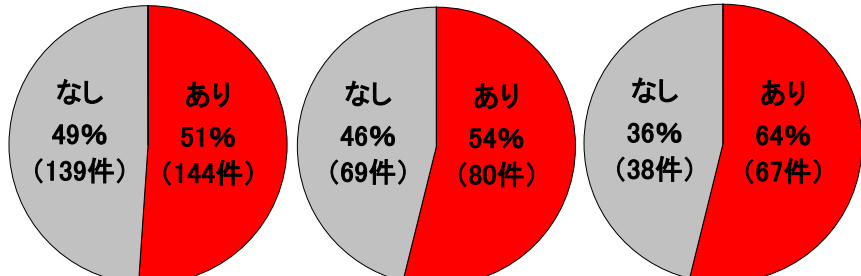
意見提出者 ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

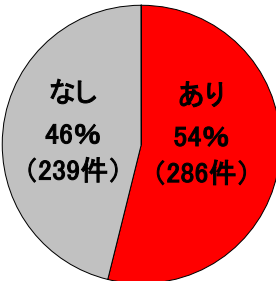
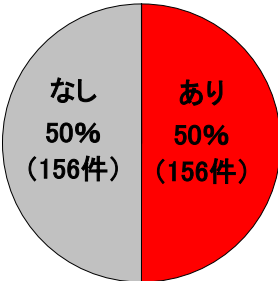
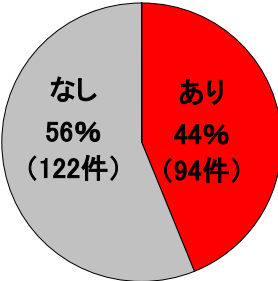
検証結果案			意見
1. 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	第一種指定電気通信設備の指定要件については、競争セーフガード制度の検証において示されている下記考え方について、特段の事情の変化が認められないことから、その考え方を踏襲するとされてきたところです。 － ポジティブリスト方式はボトルネック性を有する設備であるにも係らず一定期間指定されない場合が生じ得るリスクがあり、ネガティブリスト方式の採用が NTT 東西殿による迅速なサービス提供に対し重大な支障となっているという事実や NTT 東西殿を競争上不利な状況に置くまたはお客様利便を損ねている等の状況も認められないことから、ネガティブリスト方式の採用は第一種指定電気通信設備制度の趣旨に照らして妥当。 － メタル回線と光ファイバ回線は、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態として NTT 東西殿はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していることから端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことには合理性がある。 今年度のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度(以下、「本制度」という。)においても、例えば FTTH 市場について、NTT 東西殿の契約数のシェアは 74%と依然として高いこと等を鑑みるに、上記考え方を変更すべき特段の状況の変化はみられないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続すべきです。

検証結果案			意見
		イ 指定の対象に関する検証	NTT 東西殿の地域 IP 網や光アクセス回線については、依然として競争事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であること、NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)や光 IP 電話用ルータについては、フレッツネクストサービスやひかり電話の加入契約数増加により NTT 東西殿のシェアが依然として高い水準を維持していること等から、現在指定を受けている第一種指定電気通信設備について、引き続き指定を継続すべきです。
		ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	NTT-NGN の指定電気通信設備化については、サービス開始前から議論がなされ、PSTN での競争政策議論を活かしたネットワーク構築が当初より可能であったと考えます。しかし、NTT 東西殿は、自ら構築した NTT-NGN については指定電気通信設備の対象外という独断的な考え方を当初より主張しており、その結果接続事業者には開放されない閉鎖的なネットワーク構築思想で推し進められたことは、過去に経験した PSTN と同等の論争(独占かつ閉鎖的なネットワークの開放論議)を繰り返す状況となっています。 弊社共グループは、フレッツ光ネクスト(NTT-NGN)上で新たなサービス提供を行うため、以前より NTT 東西殿に対し優先制御等のアンバンドルを求めてきましたが、その回答及び対応については、必ずしも前向きな検討をしていただけていないとの認識を持っています。 この状況から、今後の協議等を円滑に進めるためには、NTT 東西殿において、積極的な情報の開示と迅速な検討及び対応を強く求めます。NTT-NGN 上のサービスにおける公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図るため、NTT-NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方について、それぞれ以下の観点を踏まえ、NTT 東西殿が適切に対応を行っているかどうかの検証を求めます。

検証結果案			意見
			①具体的な要望があること 『「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方(答申)」(2011 年 12 月 20 日)』において、「上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。」とありますが、NTT 東西殿からの開示情報が限られている状況下であることを考慮すれば、接続事業者から出されるアンバンドル要望については、全て「具体的な要望」とみなすこと ②技術的に可能であること 『「接続の基本的ルールの在り方について(答申)」(1996 年 12 月 19 日)』において「なお、特定事業者が技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当である。」との整理がなされた通り、NTT 東西殿が技術的に実現不可能であることを具体的かつ明確に示すべきであると考えており、仮に技術的に実現不可能であることを示す場合であっても、NTT 東西殿は、接続事業者が検証可能なように技術仕様書等を利用した説明を行うこととし、代替提案を行う場合については、その代替提案に関する情報提供を行うこと また、接続事業者から要望する代替方式の提案を行った場合には、実現性の検討を行い、その結果として技術仕様書等を利用した説明を行うとともに、接続事業者との協議を持つこと ③過度に経済的な負担がないことに留意 アンバンドルを実現するために必要とする費用であったとしても、一律に接続

検証結果案			意見				
			事業者負担とするのではなく、本来、基本機能として具備する機能やNTT東西殿の独自仕様等に起因することで追加発生する費用等については、その費用負担のあり方については、協議をもって解決すること また、システム開発の必要性については、その費用対効果、相互の仕様合理性についても、接続事業者側で検証が行えるように、十分な情報開示を実施するとともに、接続事業者においても開発費用等の低減のため提案が行えるよう、NTT東西殿は実現性に必要な協力を積極的に行うこと				
(3) 禁止行為に関する検証	イ 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制に関する検証について		(ア) NTT 116 窓口におけるフレッツ光の営業 NTT東西殿の116窓口において、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を基にし、フレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業行為(以下、「116 勧誘」という。)について、これまで競争セーフガード制度等において、KDDI 株式会社殿や弊社共が指摘してきたところです。 NTT東西殿は、116 勧誘の発生を防止するために一定の措置を講じているとしていますが、現に当該事象は継続的に生じており※1、問題は改善されていません。従って、現状の事後チェックとする遵守体制では本事案の防止ができていない以上、過去に実施したとされる設備利用部門からの接続情報の閲覧等を防止するシステム変更についてその実効性を見極める等、問題の発生を防止する措置内容の適正性や妥当性を再検証すべきと考えます。その上で、更なる追加措置を講じることを含め、問題解消に向けて情報遮断等の遵守体制の是正がなされることを要望します。 ※1 Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡があったユーザに実施したアンケート結果 <table border="1"> <tr> <td>調査時期</td><td>2010 年 6 月</td><td>2011 年 7 月</td><td>2012 年 7 月</td></tr> </table>	調査時期	2010 年 6 月	2011 年 7 月	2012 年 7 月
調査時期	2010 年 6 月	2011 年 7 月	2012 年 7 月				

検証結果案			意見			
			回答総数	525 件	312 件	216 件
			Q1:116窓口にて電話回線移設の手続きをされた際に、ADSL事業者へ連絡するようという案内を116窓口オペレータから受けましたか？ (対象:全アンケート回答者対象)			
			2010年6月 2011年7月 2012年7月			
						
			Q2:その際に、「Yahoo! BB」という具体的な名前を116窓口オペレータが発言しましたか？ (対象:Q1で「利用中ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方)			
			2010年6月 2011年7月 2012年7月			
						

検証結果案			意見																											
			Q3:NTTが提供しているインターネットサービス(フレッツ光)についての勧誘を受けましたか？ (対象:全アンケート回答者対象) 2010年6月 <table><tr><th>回答</th><th>割合</th><th>件数</th></tr><tr><td>なし</td><td>46%</td><td>239件</td></tr><tr><td>あり</td><td>54%</td><td>286件</td></tr></table> 2011年7月 <table><tr><th>回答</th><th>割合</th><th>件数</th></tr><tr><td>なし</td><td>50%</td><td>156件</td></tr><tr><td>あり</td><td>50%</td><td>156件</td></tr></table> 2012年7月 <table><tr><th>回答</th><th>割合</th><th>件数</th></tr><tr><td>なし</td><td>56%</td><td>122件</td></tr><tr><td>あり</td><td>44%</td><td>94件</td></tr></table> (イ)「NTTIDログインサービス」、「NTT ネット決済」等、グループ内の排他的業務 「NTTID ログインサービス」や「NTT ネット決済」は、サービス名称の通り、NTT グループ以外の競争事業者とのサービス提携を想定しうるものではなく、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当する疑いが強いものと考えます。後述の一括請求の動きにもあるように、昨今、NTT グループの連携が益々強まっている状況をも踏まえると、総務省殿においては、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「移動体分離の際の公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱していないか、当該サービスの検証を十分に行い、公正な競争環境を確保するために必要な措置を講じるべきと考えます。	回答	割合	件数	なし	46%	239件	あり	54%	286件	回答	割合	件数	なし	50%	156件	あり	50%	156件	回答	割合	件数	なし	56%	122件	あり	44%	94件
回答	割合	件数																												
なし	46%	239件																												
あり	54%	286件																												
回答	割合	件数																												
なし	50%	156件																												
あり	50%	156件																												
回答	割合	件数																												
なし	56%	122件																												
あり	44%	94件																												
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証		後述の統合請求等、NTT グループ企業や代理店を介した事業連携が加速度的に進展しています。当該事象等は、NTT 再編時の趣旨を形骸化させるものである一方、																											

検証結果案			意見
			NTT 東西殿に対する禁止行為規制のみでは対処しえない事象であると認識しています。類似の事象を防止するルール策定の他、NTT の在り方の見直しを含む包括検証に当たっては、特定関係事業者制度が現状では十分に機能していないことを踏まえ、脱法的なグループ連携を防止する規制整備等の検討等を行うことが必要と考えます。
	(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証		<全般について> NTT 東西殿における機能分離等の措置は、2015 年頃を目途に全ての世帯における超高速ブロードバンドサービス利用を実現する「光の道」構想の実現のため、サービス競争の促進等の観点から導入された施策であると理解しています。従って、総務省殿においては、「光の道」構想が実現可能か、また機能分離がサービス競争等を十分に促進させる措置となっているかについて、超高速ブロードバンドサービスの利用率や市場シェア等の推移も含め、十分に検証すべきと考えます。 <NTT 東西殿の禁止行為規定遵守措置報告について> NTT 東西殿が 2012 年 6 月 29 日に総務大臣殿に提出した、禁止行為規定遵守措置報告書については、主に以下の点が問題と考えます。従って、総務大臣殿は、当該問題点を踏まえ、NTT 東西殿に対する追加調査を実施したうえで、問題が生じるおそれがあるものについては、必要な措置を講じるべきと考えます。また、現在当該報告書において非公表となっている情報については、すべてが経営情報にあたるものとは考えられないため、可能な限り公表する等その範囲について再度検討が必要と考えます。 1. 電気通信事業法第 31 条第 3 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施
	(5) 機能分離の運用状況に関する検証		

検証結果案	意見
	状況に関する事項 イ. (3) ・ 監督対象子会社のほぼ全てが再委託となっており、潜脱行為が行われるおそれ ロ. (2) ・ 集合研修や e-ラーニングの内容が公開されておらず、十分な研修内容になっていないおそれ ・ 事前確認・事後点検の手法が不明確であり、仮に書面のみで実施され、立入検査等、実際の監査は実施されていないとすれば不十分 ・ 再委託先の監督の方法が不明確であり、十分な監査が行われないおそれ 2. 電気通信事業法第 31 条第 5 項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項 イ. (1) ・ 組織体系の報告が、設備部門のみの掲載となっており、他部門も全て掲載しなければ、組織の妥当性について検証不可能 ・ 新旧でどのように変わったか、不明であり、十分な対処になっているか確認不能 (4) ・ 情報セキュリティ推進部の部門名が公表されておらず、利用部門に存在しているおそれ 二. ・ 本規程は、具体的にどのようなファイアウォールを置いているかを確認する

検証結果案	意見
	項目であるにも係らず、一切の公開がなされていないことから、十分な外部検証性が確保されていない へ. (6) ・ 接続関連情報を居室から持出すことは、原則禁止されていない。仮に、持ち出しを許可する場合は、その条件が限定列挙されていない ト. 及びチ(1) ・ 本項目においては、「手続の実施の経緯及び当該手続に係る接続の条件」等を求められているのにも係らず、納期にのみ着目したものとなっており、開示情報、手続き手順、使用システム等が報告対象となっていないため、インプットの同等性の検証には不十分 ・ 納期に係る平均日数は公表に資するデータであるにも係らず、公開されていないことから、接続約款等の納期内であっても、接続事業者と NTT 東西利用部門で日数に差異があるかどうか等、同等性の外部検証が不可能
2. 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(ア) NTT グループ統合請求 本年 7 月 1 日より、NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されています。本施策について総務省殿は、「当該施策の内容を実施することは、日本電信電話株式会社等に関する法律により NTT 東日本及び NTT 西日本に課されている電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供についての責務に係る規定、各事業会社に課した累次の公正競争確保のための措置、電気通信事業法により各事業会社に課されている料金規制及び消費者保護ルール、並びに市場支配的な電気通信事業者に対して課されている行為規制等の趣旨を引き続き確保する観点からの課題が認められます」として、NTT グループ各社に対し、行政指導を行っているところです。本指導において、公正競争環境は一定程

検証結果案	意見
	度確保されたものの、本施策により、NTT グループの延べ 1 億 3 千万人に上るユーザ、合わせて 8 兆円を超える料金債権が NTT ファイナンス株式会社殿へと集約され、「ヒト・モノ・カネ・情報」というグループの経営資源が日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株」という。) 殿の元に統合されることについては、NTT グループの組織の再統合・独占回帰という、より本質的な問題が依然として存在します。従って、本件については、引き続き、公正競争確保の観点から、当該施策の実施自体の妥当性や実施する場合の条件(同等性等が確保され、不当な競争環境が惹起されないか)の妥当性について、オープンな場で十分な時間をかけて検証していくことが必要と考えます。その際は、当然総務省殿の検証結果等を公開したうえで、判断基準・検証方法の妥当性について外部検証性を確保するとともに、個別の協議状況等に係る競争事業者の意見も聴取すべきです。 また、こうしたグループ統合施策等について、NTT グループ各社は「お客様の利便性向上」のためであることを強調していますが、本来公正競争といった規制は、一事業者の短期的な視点での利便性向上のためにあるのではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するためにあるものです。これは、ある企業が不当廉売を行った場合、短期的には消費者の利益になりますが、長期的には廉売を行っている事業者自らと同等またはそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせることになり、結果として、良質・廉価な商品または役務が提供されなくなり、消費者の不利益につながるおそれがあることと同様です。こうした行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において、明確に禁止されています。従って、政策決定者の方々におかれましては、是非とも「一事業者の短期的な視点での利便性向上」のためではなく、広く一般消費者が長期的な視点で利益を享受するための政策を今後も実施していただくことを望みます。

検証結果案	意見
	なお、万が一、今回の統合請求にあたり新設された「NTT tabal ポイント」サービスによるポイント還元等による実質的なセット割引や、本施策を先例としたお客様相談窓口、保守対応、営業等の統合を今後 NTT グループが実施する場合、当該サービスの提供が決して認められるべきでないのは勿論のこと、NTT 再編等の趣旨を著しく没却するものとして、即刻、NTT 組織の在り方の見直し議論に波及する問題であると考えます。 (イ) 活用業務制度について ＜制度全般について＞ そもそも活用業務制度は、「事実上独占となっている東・西 NTT の地域網のオープン化を徹底させるための措置」等を NTT 東西殿に自主的に講じさせることにより、地域通信市場における競争を確実に進展させることが、制度導入の前提条件の一つであったと認識しています。同制度導入後、数年間においては、メタルアクセス回線等の開放政策により、ADSL 市場をはじめとして、一定の競争が進展しました。しかしながら、IP 網や光アクセス回線へのマイグレーションが進展している現状においては、NTT-NGN や光アクセス回線の開放が、メタルアクセス回線等と同等の開放に至っていないことから、これまでメタルアクセス回線上でサービスを提供してきた多くの競争事業者の事業継続が困難なものとなっています。このようにボトルネック設備の開放が不十分な状況下において、業務範囲を拡大させることは、その市場支配力をさらに強化するものとなることから、公正競争上、問題を生じさせることになると考えます。 また 2011 年 11 月末には改正日本電信電話株式会社等に関する法律（以下、「NTT 法」という。）が施行され、NTT 東・西殿による活用業務制度が認可制から

検証結果案	意見
	届出制へと規制緩和されましたが、同法施行後、2011 年 12 月 21 日に NTT 東日本殿から「インターネット接続回線上のサーバ設備を利用したアプリケーションサービス」(以下、「ASP サービス」という。))が申請されたことを皮切りに、2012 年 4 月 27 日には同じく NTT 東日本殿から「サーバ設備を利用した容量貸し及び複製・保管サービス」(以下、「クラウドサービス」という。))、同年 5 月 21 日には、NTT 西日本殿から ASP サービスが申請されています。認可制時代は、申請数が年間平均 1.1 件であったことを踏まえると、届出制への移行後は半年で 3 件と、実に 5 倍以上の申請数となっており、届出制への移行をきっかけとして、NTT 東西殿によるなし崩し的な業務範囲拡大が進行し、公正競争上、さらに大きな問題を生じさせることになっていることは明らかなです。 また、NTT 東西殿の業務範囲の制限は、公正競争確保のため極めて重要な法的規制であり、子会社を通じさえすれば自由に業務範囲を拡大できるというものではないと考えますが、本年 6 月 22 日、NTT の新社長は所信表明において、「NTT 東、西の業務はアクセスビジネスに限定されているが、それ以外は、全くできないわけではない。子会社を通じた形とか、まだやっていける余地はあると思う。」(2012 年 7 月 2 日 通信興業新聞第 1 面)と発言しています。こうした制度を無効化するような行為を示唆していることを踏まえると、活用業務制度自体の見直しの時期に入っていると言わざるを得ません。 従って、活用業務制度についてはただちに廃止したうえで、真の公正競争環境を確保していくため、ボトルネック設備の開放に係る問題及び独占事業体である NTT グループに係る問題を抜本的に解決することが必要と考えます。また、そもそも活用業務制度の導入の際に参考とされた米国における 1982 年の AT&T の同意審決においては、旧 AT&T グループの資本分離を含んだ完全分割と引換え

検証結果案	意見
	であったこと、及び、1996 年の米国の通信法改正においても、その組織形態が検討の前提にあったことを踏まえると、今後活用業務制度を継続させるのであれば、速やかに NTT の組織形態の在り方を検討すべきです。 なお、活用業務制度が廃止されるまでは、最低限、届出からサービス開始までの間に審議会等の公の場で十分に議論する等、慎重な制度運用を要望します。 ＜上位レイヤへの進出について＞ 上述のとおり、今般 NTT 東西殿においては、ASP サービスやクラウドサービスといった上位レイヤへの進出が目立っています。しかしながら、現行制度においてNTT 東西殿による放送分野への進出が明確に禁止されている理由として、「独占的な地域通信網のインフラを通じて通信の隣接分野であるコンテンツ(情報内容)市場へ不当な影響力が行使され、ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれを排除するため」(「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申～IT時代の競争促進プログラム～」2000年12月21日 電気通信審議会より抜粋)と挙げられていることを踏まえると、こうした上位レイヤへの進出は、「ハード・ソフト両分野にわたる一体的支配のおそれ」があることが明らかであるため、活用業務としても本来、認められるべきでないと考えます。 また、「ISP 業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定される」と2011年11月17日公表の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方」において総務省殿の考え方が示されています。この点も踏まえ、現状の法体系の下、NTT 東西殿が ISP 業務やモバイル業務等を活用業務として営むことは想定し得ない事態ではありません。

検証結果案	意見
	すが、仮に NTT 東西殿にて同種の業務拡大を企図することとなれば、当該サービスの提供が決して認められるべきでないのは勿論のこと、NTT 再編等の趣旨を著しく没却するものとして、即刻、NTT 組織の在り方の見直し議論に波及する問題であると考えます。 (ウ) NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為 NTT 東西殿が自社ユーザの新規獲得に当たり、併せてエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下、「NTT コミュニケーションズ」という。)殿のサービスに割引を付すという事例を始め、事業法等で禁止されている共同営業行為と疑われる事例が見受けられます。これらは NTT グループの一体となった営業行為であると考えられ、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 号及び「日本電信電話株式会社の事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針」(平成 9 年郵政省告示第 664 号)における承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信の分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項」(八)(九)に実質的に該当するものと考えます。総務省殿においては、踏み込んだ実態の調査等を行ったうえ、是正に向けた措置等を講じていただきたいと考えます。 ・NTT 東日本殿のフレッツ光ネクスト導入を条件に NTT コミュニケーションズ殿の ISP 料金の値下げ提案を同一の NTT 東日本営業担当者が実施 等 (エ) NTT グループ会社間の役員等の人事異動禁止 NTT 持株殿を中心とした戦略的な人材配置^{※2}については、なし崩しのグループの再統合、独占への回帰を図る動きと捉えることが可能であり、公正競争環境に著しい悪影響を及ぼす懸念があります。NTT の在り方を含む競争ルール全体の枠組

検証結果案	意見
	みの見直しに当たっては、論点として盛り込むべきと考えます。 ※2 別添資料①参照 (オ) NTT ブランド使用ルール整備 NTT グループ各社が社名の一部に「NTT●●」のように「NTT」等の名称を用いて営業することは、NTT グループによる一体的なサービス提供を想起させるおそれが高いと想定されます。また、後述のとおり、株式会社オプティキャスト（以下、「オプティキャスト」という。）殿が提供する「フレッツ・テレビ」のようにサービスに「フレッツ」等の名称を使用する場合は、サービスの提供主体を誤認させる恐れもあるため、利用者保護及び公正競争確保の観点から問題が生じないよう、「NTT」等のブランド使用に関するガイドライン等を早急に整備すべきと考えます。 (カ) 「フレッツ」のサービス名称使用 オプティキャスト殿が提供する「フレッツ・テレビ」の広告表示に関しては、2009 年 2 月に NTT 東日本殿に対して、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記するよう行政指導※3が出されていますが、依然として NTT 東日本殿が本サービスを提供しているかのように誤認させる広告宣伝が散見される状況です※4。 NTT 法で放送業が禁止されていることを踏まえれば、NTT 東西殿は「フレッツ・テレビ」の提供主体がオプティキャスト殿であることを利用者が明確に理解できるようにすべきであり、総務省殿においては、適切な措置等を講じるべきと考えます。 ※3 「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2008 年度）」に基づき講じるべき措置について（要請）（2009 年 2 月 25 日） http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_5.html#bs1

検証結果案	意見
	※4 別添資料②参照
その他	(ア) NTT 東西殿への番号ポ手続きの不備によるユーザへの二重請求 競争事業者から NTT 東西殿へ番号ポータビリティを行う際に、NTT 東西殿の手続き不備により移転元事業者(競争事業者)のサービスが解約されず、ユーザへの請求が二重に行われるトラブルが発生しています。本件については、「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集(2011 年度)」において弊社共より意見を提出し、再意見等において NTT 東西殿は移転先事業者(NTT 東西殿)から「移転元事業者への連絡不備が原因との見解により、社内における注意喚起及び再発防止措置を講じる」としました。その結果、総務省殿による本件について特段の措置等はなされず、NTT 東西殿の上記措置を踏まえ当該措置の遵守状況について注視する旨の考え方が示されたと認識しています。 しかしながら、現時点(2012 年 6 月)においても二重請求のトラブルは年間数十件のペースで発生しており、NTT 東西殿が再発防止措置を講じたとされる時期以後も改善されていない状況にあります。総務省殿においては、現にユーザに不利益が発生している状況を踏まえ、NTT 東西殿の再発防止策自体の実効性があるか等の踏み込んだ検証を行い、二重請求撲滅に向けて必要な指導等をして頂くことを要望します。 (イ) 電話帳掲載における不利な取り扱い 現在、一部の電話帳発行事業者が NTT 西日本殿の保有する番号情報データベースシステム(以下、「TDIS」という。)から情報提供を受ける際、事業者を選別して情報を抽出し電話帳の発行を行っているため、ユーザにおいては利用する電話サ

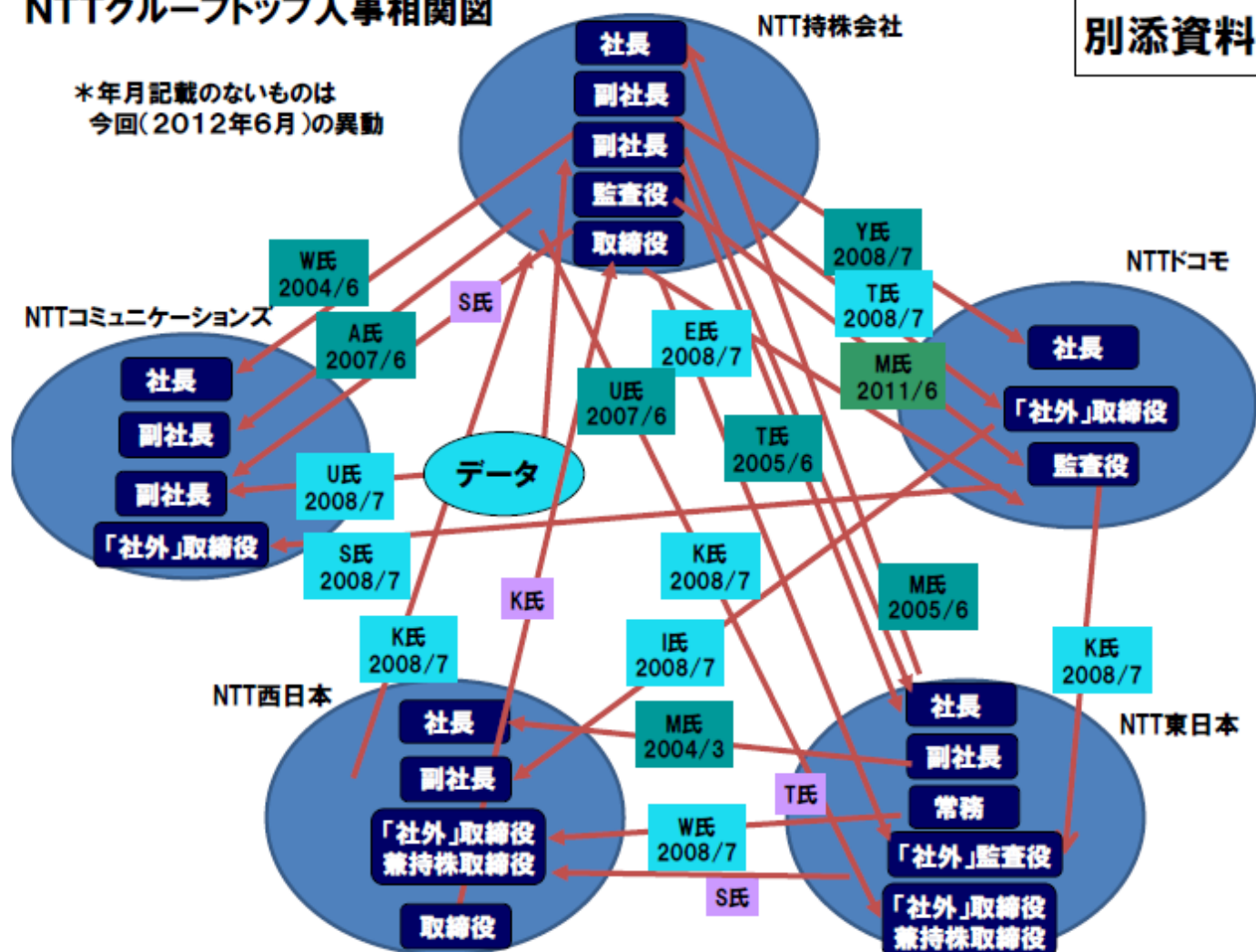
検証結果案	意見
	ービス事業者によって電話番号が電話帳に掲載されないケースが出ております。電話帳発行を行うに当たって、一般的に電話帳発行事業者は、TDIS に番号登録を行う側の電気通信事業者とは特段の個別契約を締結することがないため、事業者を選別せずに電話帳発行を行っています。しかしながら、お客様が掲載情報として想定していない事業者識別情報をTDIS 情報の抽出条件として設定できるために上記問題が生じていると考えられ、これにより、止む無く電話サービスの提供事業者そのものを変更するユーザも存在しています。 本事象は、結果的に競争事業者が公正な競争を行う環境を阻害しているのみならず、電話帳会社を選別せずに電話帳掲載を希望して電話番号情報を提供しているお客様の権利利益をも害しているものと考えます。加えて、掲載に当たって本来不要である事業者識別情報を利用して電話帳発行が行われている点については、個人情報保護の観点から電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第 29 条第 2 項及び第 3 項の抵触等が懸念されます。従って、総務省殿においては、実態の調査及び問題の検証を行ったうえで、電話番号情報の抽出条件を見直す等、是正措置を講じて頂くことを要望します。 (ウ) NTT 東西殿のフレッツ光サービスの電話勧誘販売 昨年来、弊社共のユーザからの Yahoo! BB サービスを変更・解約したいとの申し出において、その変更・解約理由が実際には NTT 東西殿のフレッツ光サービスの電話勧誘販売に関する苦情・お問合せに起因するものであったと判明するケースが日常的に発生しています。 苦情・お問合せの代表的な例として、頻繁・執拗な勧誘電話が多い事の他、 ① サービス提供事業者名(NTT 東西殿)と代理店名を正しく名乗っていない

検証結果案	意見
	ため、折り返ししようにもどこにかけ直せばよいかわからない ② 実際には実在しない「ブロードバンドセンター」「ヤフーカスタマセンター」といった弊社共または弊社共サービスを想起させる名称を使っの架電であつたため、弊社共からの勧誘かと勘違いした ③ 下記のような虚偽の案内を受けたため、弊社共サービスである Yahoo!BB ADSL から光回線に変更しなければならないのかと勘違いした -回線が古くなっている -端末を交換しなければならない -ADSL がなくなる -光に変えなければならない といった内容が挙げられますが、①や②については、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に定める重要事項説明の項目や方法を遵守していないと考えられ、また②や③については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に記載の「利用者等に対して、電気通信役務の料金品質面等に関して不当な情報提供を行い、または必要事項を十分かつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、または自己の提供するサービスの契約へ誘導すること」に該当すると考えます。 こうした営業行為は、結果として電気通信市場の健全な発達を妨げると共に、何よりも利用者利便性を阻害する行為に他ならないため、NTT 東西殿に代理店指導・監督を適切に行って頂くよう、総務省殿には然るべき措置を講じて頂くことを要望致します。

以上

NTTグループトップ人事相関図

別添資料①



意見書

平成 24 年 8 月 8 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) どうきょうとしんじゅくくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

- ・ 情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイムシフトが進展しています。

移動通信市場においては、過去10年間で、最大384Kbps(当初)の通信が可能な3Gユーザ数は10万から1.2億へと拡大し、固定通信市場に比べて約4倍ものユーザが、既にインターネットへアクセスできる環境にあります。さらに、WiMAXやLTEが商用化され、2012年3月末時点で約460万契約となり、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきております。

- ・ また、平成24年度版情報通信白書に記載されているとおり、各事業者の携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は、約10%(2010年度)から約40%(2011年度)に急増し、その結果、2011年度のスマートフォンの販売台数は約2,500万台を超えております。

このスマートフォンの利用者は、自宅ではWiFi+固定ブロードバンド回線、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LAN、それ以外の屋外では3Gで利用する等、1つの端末で移動・固定を組み合わせ、最適な回線を選択して利用しています。さらに、他事業者は自社のスマートフォンと自社または他社のFTTH・CATVを組み合わせた割引サービスの提供を開始しており、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数は既に133万となっています(2012年6月30日時点)。このようにスマートフォンをトリガーに固定通信と移動通信が融合したFMC市場が急速に拡大し、これが単体のFTTH市場にも影響を与える状況となってきています。

- ・ 加えて、サービスやプレイヤーのグローバル化が急速に進み、例えばGoogleやApple等の巨大なグローバルプレイヤーが、タブレットPCやスマートフォン上のアプリケーションにより通信サービス(電話・メール等)を自在に提供するなど、端末やコンテンツ・アプリケーションと通信との一体的なサービス提供が進展しています。
- ・ このように、移動通信の超高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる一体的なサービス提供といった市場環境・競争環境のパラダイムシフトにより、ユーザの選択肢が固定通信と移動通信の垣根を越えるとともに、国内の通信事業者だけでなく、海外のプロバイダが提供する通信サービスまで非常に多様化し、ユーザはその多様なサービスを個々の必要に応じて自由自在に使いこなしています。こうした点は、サービスを提供する通信事業者が当初NTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信しかなかった電話時代とは大きく状況が異なっています。
- ・ こうした状況にありながら、これまでの競争セーフガードや接続ルール見直しの議論・答申においては、市場環境や競争環境の変化は踏まえずに、依然として固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤを分けた議論がなされ、当社をはじめとするNTTグループに対して、依然として電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課していますが、こうした規制は、ユーザの利便性を損ねているとともに、更なるIP・ブロードバンドサービスの普及拡大、ひいてはICT利活用の促進や日本の国際競争力の向上に障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンドの普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークのみならずICT利活用やコンテンツ・アプリケーションサービスまで含めて、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含めた全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等を可能とする等により、

意 見

新たなビジネスの創出を促し、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした、原則自由なマーケットにおいてこそ、競争を通じてイノベーションが起こり、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上すると考えます。

- ・ したがって、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行っていただく必要があると考えており、具体的には、FTTH、DSL、CATV等のサービス毎の市場に閉じた検証を行うのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えたFMC市場の検証や、そのFMC市場が個々の市場に与える影響、さらには、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響について検証を行う等、現在の市場環境を捉えた検証を行う必要があるものと考えます。
- ・ 加えて、当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、さらに、改正事業法によるさらなる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じていないものと考えます。上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を踏まえ、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等の必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制は見直しまたは撤廃していただきたいと考えます。
- ・ また、モバイルを含めたブロードバンド全体のエリアカバー率は100%、NTT東西のフレッツ光のエリアカバー率だけでみても92%(2012年3月末)に達しており、ブロードバンド基盤は全国的に整備されてきておりますが、平成24年度版情報通信白書にも記載されているとおり、日本におけるICT利活用は、例えば公的分野では諸外国と比較して遅れており、ICT利活用促進に向け、多様なプレイヤーが様々な形で貢献していくことが求められています。当社はこれまで、自治体と連携した住民へのブロードバンド回線を利用した告知サービスや、医療機関と連携したテレビ電話による遠隔健康相談、光iフレームを活用した高齢者への買い物支援、教育機関と連携した校務システムやデジタル教材の提供等、医療、教育、行政等の分野におけるICT利活用の促進に向けた事業展開を進めてきておりますが、こうした取組みをさらに推進していくためには、今後とも政府や自治体等に加え、端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ等のプレイヤーと連携、協業していく必要があると考えております。

2012年5月18日公表のブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく暫定検証結果においては、政府が主体となったICT利活用の促進策(予算確保、事業推進、規制・制度等の見直し等)の一例が紹介されていますが、公正競争レビュー制度の検証においては、政府の取組みを紹介するだけでなく、その取組みがICT利活用促進にどれだけ効果があったのか検証するとともに、通信事業者や、通信事業者以外の端末メーカー、アプリケーション・コンテンツプロバイダ、医療機関や教育機関等のプレイヤーがそれぞれどのような役割を果たし利活用促進に貢献したのかといった点について、より掘り下げた検証を行う必要があると考えます。

検証項目				意見
NTT東西等における規制の遵守状況等の検証	1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証	【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】 - 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線の敷設や加入者交換機を設置して、当社と同等のネットワークを自ら構築することが実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するために当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 しかしながら、IP・ブロードバンド時代においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のIP通信網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化により提供しているダークファイバ等を利用してサービス提供しており、当社のNGNをはじめとするIP通信網に固定電話網のような不可欠性はありません。 現に、電力系事業者、KDDI殿、CATV事業者といった固定系の事業者だけでなく、WiMAXやLTE等を用いた移動系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されています。 また、NTT東西の加入電話契約者数は、1998年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、2012年3月末時点では約3,100万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、2012年3月末時点で約1,400万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。 こうした状況は、お客様ご自身が他社サービスのご利用を自由に選択した結果であり、また、近年の傾向として、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いらっしゃることも踏まえれば、当社のIP通信網は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないと考えます。 - したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」のない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 【NGN、地域IP網及びひかり電話】 当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (1) 世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していること、

検証項目				意見
				また、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、若しくは当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されており、当社のNGNをはじめとするIP通信網自体にボトルネック性はないこと。 ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は光ファイバや局舎コロケーションといった「素材」や、電柱・管路といった線路敷設基盤を最大限提供しております。 中継ダークファイバの提供実績： 164事業者、3,408区間、約5.0万芯(2008年3月末) ⇒154事業者、3,697区間、約6.8万芯(2012年3月末) 局舎コロケーションの提供実績： 100事業者、1,900ビル、約3.5万架(2008年3月末) ⇒ 96事業者、2,052ビル、約4.5万架(2012年3月末) ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 (2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。 ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2012年3月末)は58.0%、特に首都圏では51.3%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 ・FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、KDDI殿の本格展開に伴い、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは2011年度第3四半期では約77%であったのに対し、直近の2011年度第4四半期では約62%まで低下しています。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約43%、北海道や栃木県は約38%に逆転しております。 ・冒頭で述べたとおり、WiMAXやLTEが商用化され、超高速ブロードバンド化が急速に進展してきていることや、スマートフォン等の高度な機能を有する端末の普及に伴い、固定系ブロードバンドは利用せずに移動系ブロードバンドのみを利用するユーザもいることを踏まえると、移動系を含めたブロードバンド市場全体の中

検証項目				意見
				の1つのネットワークとして当社のIP通信網(NGNを含む)を捉えることが適当であり、当該市場におけるNTT東西のシェア(2012年3月末)は11.8%に過ぎません。 (3)加入者光ファイバについて、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。 ・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、米国電気通信協会殿から、 「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」 「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」 といった意見が提出されております。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網を指定電気通信設備とする理由については、以下のとおり、合理性はないと考えます。 《NGNの検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、当社のNGNIについて、 ①NGNIはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、 ②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの収容ルータに収容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNIはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、 ③今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定されるNGNIにおいて、多様な事業者が、競争的なサービス

検証項目				意見
				や多様なコンテンツ・アプリケーションサービスを柔軟に提供できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっていること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・シェアについていえば、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。 ・また、シェアの見方についていえば、 －固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2012年3月末)は58.0%、特に首都圏では51.3%と熾烈な競争が展開されていること。 －FTTHサービスだけに市場を限定した場合でも、四半期別の純増数で見ると、当社のシェアは2011年度第4四半期では約62%まで低下していること。さらに、純増数シェアをエリア別に見ると、例えば競争の激しい東京都は約43%、北海道や栃木県は約38%に逆転していること。 －移動系を含めたブロードバンド市場全体におけるNTT東西のシェア(2012年3月末)は11.8%に過ぎないこと。 ・FVNOやFNOIにとっての不可欠性という観点についていえば、それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 また、現に一般中継局ルータ等での接続は利用されておらず、仮に、今後、PSTNマイグレーションに向けてIP網同士の直接接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・当社のNGNは「他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有している」「今後我が国の基幹的なコア網としての役割が想定される」とされていることについていえば、IP・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話網と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、お客様を獲得する競争構造となっていること。

検証項目				意見
				加えて、スマートフォン等の携帯電話しか持たないお客様も相当数いることも踏まえれば、当社のIP通信網(NGNを含む)は、携帯電話も含め、各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎず、当社のNGNは必ずしもPSTNの移行先の基幹的なコア網となるわけではないこと。 ・アクセスとネットワークの一体性についていえば、他事業者は、アクセス回線を自ら敷設、もしくは、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドで設備を構築し、サービスを展開していることから、光ファイバ等のアクセス回線のボトルネック性はネットワークとは遮断されていること。 《地域IP網の検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、地域IP網について、 ・現時点においてもNTT東西合計で160社のISP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、ISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。 ・また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 《ひかり電話網の検証結果》 昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、ひかり電話網について、 ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、 ②OABJ-IP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけ

検証項目				意見
				るシェアは平成23年6月時点で66.5%(番号ベース)であること、 から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・それぞれお客様を抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。 ・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のOABJ-IP電話シェアは41.5%(東西計:2012年3月末)に過ぎないこと。 また、そもそもシェアは各事業者がエリア展開や営業活動を積極的に展開したか否かの結果に過ぎず、他事業者にとって、事業展開上の不可欠性とは何ら関係のないこと。 ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは8.3%であり、ソフトバンクモバイル殿が2,800万契約を超えている中で、ひかり電話は1,370万番号(東西計:2012年3月末)に過ぎないこと。 【局内装置類及び局内光ファイバ】 メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類や局内光ファイバについては、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (1)メディアコンバータやOLT、スプリッタ等の局内装置類は、誰でも容易に調達・設置可能であり、現に他事業者は局舎コロケーションを利用して自ら設置していること。その結果、接続料を設定したものの他事業者の利用は皆無であること。 (2)局内光ファイバについては、ダークファイバの提供を開始した2001年当初から他事業者による自前敷設を可能としており、2003年からは効率的な利用を目的とした中間配線盤の開放等の取組を実施してきた結果、81.9%が他事業者による自前敷設となっていること。また、他事業者も計画的に自前工事を行えば、当社と同等の期間で敷設が可能となっていること。 自前局内光ファイバの割合:81.9% (局内光ファイバ総数387千芯のうち他事業者の自前局内光ファイバ317千芯(2012

検証項目				意見
				年3月末)の割合) なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、局内装置類及び局内光ファイバについて、「加入光ファイバと一体として設置・機能するものであり、加入光ファイバのボトルネック性とは無関係に、装置類だけを切り出して、その市場調達性や一部事業者における自前設置の実績をもって、ボトルネック性の有無を判断することは適当ではない」ことから、指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないとされています。 しかしながら、当社の加入者光ファイバは、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はないことに加え、現に、他事業者はオープン化された当社の加入者光ファイバや自ら敷設したアクセス回線と、自ら設置したルータ等の局内装置を組み合わせで独自のIP通信網を構築しております。 また、当社のIP通信網も、オープン化された加入者光ファイバと局内装置を組み合わせで構築しているに過ぎず、当社の局内装置類及び局内光ファイバは、加入者光ファイバと既に切り離されていることから、上記の理由については、合理性はないと考えます。 【イーサネット系サービス等のデータ通信網】 イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 (1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、19%(2012年3月末)であり、競争は十分に進展していること。 (2)また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、イーサネットサービス等のデータ通信網について、 ①現状では、その他の専用線等と伝送路を共用しており、設備のボトルネック性という意味においては他の専用線に用いられている設備と異なるものではないこと、

検証項目				意見
				②イーサネットスイッチはネットワークの一部に過ぎず、これが市場において容易に調達可能であることや、一部の事業者がネットワークを自前構築できることをもって直ちにボトルネック性がないと判断することはできないこと、 から指定電気通信設備の対象外とすることは適当でないと考えられています。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・専用線等と伝送路を共用していることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・現に他事業者は、当社の中継ダークファイバと自ら調達したイーサネットスイッチを組み合わせ、独自のデータ通信網を構築しており、それ自体が当社のイーサネットサービス等のデータ通信網にボトルネック性がないことの証左であること。 【加入者光ファイバの非指定設備化】 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。 しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 ・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。 ・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。 ・「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月17日)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者

検証項目				意見
				は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。 ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・加入者光ファイバについては、諸外国で日本のように厳格なアンバンドル規制を課している例はないこと。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果では、メタル回線と光ファイバ回線は、 ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、 ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、 ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、 から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。 しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、合理性はないと考えます。 ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。 また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。 現に、NTT東西の加入電話契約者数は、1998年3月末時点のピーク時に約6,300万でしたが、2012年3月末時点で

検証項目				意見
				は約3,100万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数(ch数)は、2012年3月末時点で約1,400万たらずであり、加入電話のピーク時に比べると約1,800万ものお客様が、NTT東西の固定電話以外の他社直収電話やFTTHサービス又は携帯電話等へ移行したものと想定されます。 こうした状況は、お客様ご自身が自由にサービスを選択した結果であり、多種多様なお客様ニーズがあること踏まえれば、メタル回線で提供される代替サービスについて、固定のブロードバンド回線の光ファイバに限定するという考え方は市場実態を反映したものではなく、光ファイバだけを抜き出して指定電気通信設備とする理由にはならないと考えます。 【FTTHサービスの屋内配線】 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については第一種指定電気通信設備とすることが適当とされ、2010年3月より接続約款に網使用料等を規定したところですが、当社の屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。 (1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。 (2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。 (3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者においても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。 【WDM装置】 WDM装置については、市中で調達可能なものであり、他事業者は、当社の中継ダークファイバ等と組み合わせ、自ら設置することが可能であることから、当社のWDM装置に不可欠性はなく、指定電気通信設備の対象から

検証項目				意見
				除外すべきであると考えます。 【現行指定告示を「指定する設備を具体的に列挙する方式」に見直し】 現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。 しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。 なお、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性はなく、これらの装置を指定電気通信設備とすることは、過剰な規制であると考えます。 このように、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日)の趣旨にも反していると考えます。 加えて、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。 また、昨年度の競争セーフガード制度に基づく検証結果において「新たに導入する設備は、アクセス回線と一体

検証項目				意見
				的に機能する蓋然性は高いものと考えられる」とされておりますが、当社は、光ファイバ等のアクセス回線を当社（利用部門）と同等の条件で他事業者に貸し出しており、現に、他事業者は、オープン化された当社の光ファイバ等を利用してエンドエンドでIP通信網を構築しサービスを展開していることから、アクセスのボトルネック性はネットワークとは遮断されおり、こうしたご指摘は当たらないと考えます。 したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

検証項目			意見
		ウ アンバ ンドル機 能の対象 に関する 検証	【NGN等に係るアンバンドル機能】 NGN等に係るアンバンドル機能のうち、機能の提供開始以降、実需や他事業者による利用実績がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと思います。 ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能 ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能 ・イーサネットフレーム伝送機能 なお、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申（2011年12月20日）では、アンバンドルについて、①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」の三つの要件の考え方が整理されたところですが、それぞれについて、以下の観点を踏まえた上で、アンバンドル要否の判断をする必要があると考えます。 ①「具体的な要望があること」については、まずは、ご要望される事業者が、どのようなサービスを提供するのか、そのためにはどういった接続形態でどのような機能が必要なのか等、ご要望内容を具体化していただくことが必要と考えます。 ②「技術的に可能であること」については、理論的には開発等を行うことによって機能提供そのものは技術的に可能である場合でも、その機能・装置自体が国際標準化されていない技術によるものであれば、当社のNGNの「ガラパゴス化」を招くこととなるため、少なくともそのような開発を伴うアンバンドルは実施すべきでないと考えます。 ③「過度に経済的な負担がないことに留意」については、過度に経済的な負担がかからないことは当然のこととして、アンバンドルの実現に必要な開発コスト等については、実際にかかったコストに基づき、原則として要望事業者から速やかに回収すべきものであると考えます。 いずれにしても、アンバンドルの要否については、個々の機能について、その必要性や市場環境等を総合的に勘案したうえで、個別に検討・判断すべきと考えます。

検証項目			意見
			また、ひかり電話網と他事業者網との接続は、独立したネットワーク同士の接続であり、互いに接続料を支払う関係にあることから、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはバランスを失っており、関門交換機接続ルーティング伝送機能については、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 仮に、当該機能がアンバンドルの対象から除外されない場合には、現在、当社よりも高い接続料を設定する事業者に対し、算定根拠の開示を求めているものの、一切情報が開示されない状況にあることから、2012年7月27日に示された、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に示されている通り、当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないように情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと思います。 なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。 現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会 通信品質検討アドホックグループにおいて、ソフトバンク殿の提案するベストエフォート回線を用いたOABJ-IP電話サービスの提供について、その是非が議論されておりますが、当該サービスは、現行のOABJ-IP電話の通信品質基準が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もあるなど、国民生活に支障を及ぼすことになります。 また、ユニバーサルサービスの在り方等、以下のような競争政策上の問題も孕んでいるにもかかわらず、こうした観点からの議論は一切なされておられません。 (1)ユニバーサルサービスの在り方について ・今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光(ブロードバンドサービス)上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」を低廉な料金で提供する場合、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。 ・仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するのであれば、当社もこれからPSTNマイグレーションを控えている中で、IPによる電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得ません。

検証項目				意見
				・逆に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるというのであれば、(2)のようなアンフェアな競争下において、当社はユニバーサルサービス責務を果たすことが困難となるため、ユニバーサルサービスの定義そのものを抜本的に見直す必要があります。 ・現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っていますが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOABJ-IP電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度の抜本的な見直しが必要です。 (2) ネットワーク利用料の負担の公平性について ・今回、ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなくOABJ-IP電話サービスを提供しようとしており、通話料を無料にしてくれることも想定されますが、当社を含むOABJ電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料(コスト)について通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的に難しいと考えます。 ・このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みでOABJ-IP電話サービスの提供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れないなどの点について、競争政策上の観点から検討が必要です。 したがって、本件については、技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、十分に国民からのコンセンサスを得るとともに、競争政策の観点からも議論を尽くした上でその是非が判断されるべきであり、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。

検証項目			意見
	(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証 イ 指定の対象に関する検証	【第二種指定電気通信設備規制の対象】 今回の電気通信事業法施行規則の一部改正(2012年5月29日)により、新たに第二種指定電気通信設備規制の対象としてソフトバンク殿が追加される見通しとなりましたが、現時点において第二種指定電気通信設備規制の対象となる携帯事業者(以下、二種事業者という)3社間の接続料水準には格差が生じています。 二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、二種ガイドラインという)を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている事業者については「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月27日)に示されている「双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」の考え方に基づき、少なくとも、当社からの求めに応じ、当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと思います。 なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者の接続料水準と比較しつつ、事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証したうえで、これを公表するなど、接続料水準の透明性・適正性を確保するための必要な措置を講じていただきたいと思います。

検証項目			意見
	(3) 禁止行為に関する検証	イ 指定電気通信設備における禁止行為に規制の運用状況に関する検証	当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、2011年11月30日施行の改正事業法及び同法施行規則についても、以下のとおり措置を講じていることから、公正競争上の問題は特段生じないものと考えております。 (1)すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、管理者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。 (2)接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。 ・設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。 ・接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。 ・接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。 ・当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。 ・設備部門とは独立した監視部門による、他の電気通信事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。 ・設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。 等 一方、現在NTTグループ以外の事業者は、市場環境・競争環境の変化に対応し、自社のスマートフォンと自社または特定の他社のFTTH等を組み合わせた割引サービスの提供を開始する等、柔軟なサービス提供を展開しています。このような中でNTTグループだけが柔軟に連携・対応できないとすると、NTTグループのお客様だけが不利益を被ることになり、IP・ブロードバンドの利活用促進やお客様利便の向上を阻害することになります。 したがって、お客様利便を向上する観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと思います。
	(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証		
	(5) 機能分離の運用状況に関する検証		

意見書

平成24年8月8日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう 大阪府大阪市中心区馬場町3番15号
名称及び にしにっぽんでんしん でんわ かぶしきがいしゃ 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 むらお 村尾 かずとし 和俊

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集
(平成24年度)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。その結果、ユーザの選択肢も、固定から移動へ、国内から海外へ、通信サービスからアプリケーションサービスへといった具合に、これまでの垣根を越えるようになってきており、ユーザも個々の必要に応じてそれらの多様なサービスを自在に使いこなせるようになっていきます。こうした点で、サービスを提供する通信事業者が当初はNTT1社しかなく、アプリケーションも音声通信サービスしかなかった電話時代とは大きく状況が変わってきています。

- ・移動通信市場では、モバイルブロードバンド通信が可能なユーザが約1.2億に拡大し、固定ブロードバンド通信ユーザの約4倍ものユーザがインターネットにアクセスできる環境にあります。更に、WiMAXやLTEが商用化され、それらサービスのユーザも約460万（平成24年3月末）になる等、モバイルブロードバンド通信の高速化も進んでいます。
- ・携帯電話の新規販売台数に占めるスマートフォンの割合は約10%（平成22年度）から約40%（平成23年度）に急増し、平成23年度のスマートフォン販売台数は約2,500万台を超えるようになってきています。スマートフォン利用者は、自宅ではWi-Fi経由で固定ブロードバンド回線を、駅や公共施設・カフェ等では公衆無線LANを、それ以外の屋外ではモバイルブロードバンド回線をといった具合に、1つの端末で、固定と移動の中から、最適な回線を選択しながらインターネットにアクセスするようになっていきます。そのため、他事業者もスマートフォン利用者向けに、自社のモバイルブロードバンド通信と自社又は他社の固定ブロードバンド通信を組み合わせた割引サービスを提供開始する等、スマートフォンをトリガーとした固定通信と移動通信の融合が進んでいます。その結果、例えばKDDI殿のauスマートバリューの契約数が既に133万（平成24年6月末）になる等、FMC市場が急速に拡大し、単体の固定ブロードバンド市場やFTHサービス市場に影響を与えるようになっていきます。
- ・GoogleやApple等のグローバルプレイヤーやSkype等の様々なアプリケーションサービスプロバイダが、スマートフォンやタブレット上で、これまで主に通信事業者が提供してきた電話やメール等の通信サービスをアプリケーションサービスとして自在に提供するようになっていきます。また、それら事業者は、端末とコンテンツ・アプリケーションサービスを一体的に提供するようになっていきます。

こうした状況にありながら、今回の公正競争レビューにあたって、これまでの競争セーフガード制度や接続ルール見直しの議論・答申と同様に、固定通信と移動通信、通信レイヤと上位レイヤといった、ユーザにとっては意味がなくなりつつある区分を前提とした議論を継続し、当社をはじめとするNTTグループに対し、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制を課し続けることになるのであれば、かかる硬直的な規制によってユーザの利便性が損なわれるだけでなく、IP・ブロードバンドサービスの普及拡大にも影響が及び、ひいてはICT利活用の促進や我が国の国際競争力の向上にとっても障害になると考えます。

公正競争レビュー制度の目的であるブロードバンド普及促進を図るためには、通信事業者のネットワークサービスのみならず、国内外の様々なプレイヤーが提供するコンテンツ・アプリケーションサービスまで含め、情報通信市場全体を俯瞰した議論がなされるべきであり、当社も含む全てのプレイヤーが他のプレイヤーと自由にコラボレーション等して、新たなビジネスを迅速に創出できる環境や、多様で低廉なサービスを迅速に提供できる環境を整備するといった視点で検討を進めることが重要であると考えます。こうした自由なマーケットにおいてこそ、イノベーションが起こって、新たなサービスが創造され、ユーザ利便が向上していくと考えます。したがって、今回、公正競争レビュー制度に基づく検証を行うにあたっては、F T T H、D S L、C A T V等のサービス毎の市場に閉じた検証を行うのではなく、固定通信・移動通信を一つとして捉えたF M C市場の検証や、そのF M C市場が個々の市場に与える影響、更には、上位レイヤで市場支配力を持つプレイヤーが通信市場に参入することによる影響等、市場環境や競争環境の変化をしっかりと踏まえた検証を行っていただく必要があると考えます。

その上で、当社については、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っており、また、改正事業法に定められた更なる公正競争環境整備についても、適切な措置を講じており、公正競争上の問題は特段生じないものと考えていることから、上述のとおり、ブロードバンドの普及促進を図るためにも、過去の延長線で今後の競争政策を決定するのではなく、市場環境や競争環境の変化を十分踏まえて、現行の指定電気通信設備規制や禁止行為規制等については、改めてその必要性から検証し、実態にそぐわない不要な規制については速やかに見直しまたは撤廃を行っていただきたいと考えます。

指定電気通信設備制度に関する検証

検証項目		当社意見
(1) 第一種 指定電 気通信 設備に 関する 検証	ア 指定要件に関する 検証 イ 指定の対象に関する 検証	【指定電気通信設備規制に対する基本的な考え方】 ・ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、電話の時代であり、他事業者が加入者回線や加入者交換機を自ら設置して、当社と同等のネットワークを自前構築することは実質的に困難であったことから、他事業者がサービスを提供するためには、当社の固定電話網が不可欠であるとして、規制が課されてきました。 ・ しかしながら、ＩＰ・ブロードバンド時代には、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置して独自のＩＰ網を構築し、アクセス回線も自ら敷設、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用してサービス提供しているところであり、現に、電力系事業者、ＫＤＤＩ殿、ＣＡＴＶ事業者といった固定系の事業者だけでなく、ＷｉＭＡＸやＬＴＥ等を用いた無線系の事業者を含め、自ら設備を構築してサービスを提供する事業者間で熾烈な競争が展開されていることから、当社のＮＧＮをはじめとするＩＰ網には当社の固定電話網のような不可欠性はありません。 ・ また、ＮＴＴ東西の加入電話契約者数は、平成１０年３月末時点のピーク時に約６，３００万でしたが、平成２４年３月末時点では約３，１００万へと減少しています。一方、フレッツ光のひかり電話契約者数（ｃｈ数）は、平成２４年３月末時点で約１，４００万足らずに留まっており、加入電話契約者数のピーク時と比べると、約１，８００万ものお客様が、携帯電話や他社直収電話に移行したものと考えられます。これらに加えて、特に、最近の傾向として、スマートフォン等しか持たないお客様が増えてきていることも踏まえれば、当社のＩＰ網は、携帯電話網を含め、各事業者が提供する多様なネットワークに係る選択肢の一つに過ぎないと考えます。 ・ したがって、今年度の検証にあたっては、このような市場環境・競争環境を十分に検証し、「不可欠性」がない設備については、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。

検証項目		当社意見
(1) 第一種 指定電 気通信 設備に 関する 検証	ア 指定要件に関する 検証 イ 指定の対象に関する 検証	【NGN、地域IP網及びひかり電話網について】 ・当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網（以下、NGN等）については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかなです。 ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせて当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。→別添1 ② 現に、他事業者は当社のNGN等に依存することなく、独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、当社のNGN等は各事業者が提供する多様なネットワークの選択肢の一つに過ぎないこと。具体的には、固定系ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで49.9%、府県別では最小で約37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、2府4県でシェアが約40%に過ぎないこと。→別添2 さらに、モバイル系ブロードバンドサービスも含めたブロードバンド市場全体で見た場合、NTT東西のシェアはわずか10%程度に過ぎないこと。→別添3 ③ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OABJ-IP電話、CATV電話、050-IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは41%程度（平成24年3月末）、さらに、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度（同上）に過ぎないこと。→別添4 ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN等自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない

検証項目	当社意見
	こと。 ⑤ 主要国において、ブロードバンドサービスのネットワーク部分をアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけであること。→別添5 ・上述のとおり、当社のNGN等にボトルネック性がないことは明らかであり、また、IP・ブロードバンド時代は、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、お互いのお客様同士が相互に通信しあう、同じ立場での接続形態となっており、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心であった電話時代の接続とは大きく異なっていることから、当社のNGN等は、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	【局内装置類及び局内光ファイバについて】 ・イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（O L T）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ① 他事業者が I P 網を自前で構築する際の素材となる線路敷設基盤やアクセス網は、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、 I P 網の自前構築に必要な当該装置類は誰でも容易に市中で調達し、自ら設置することが可能であるため、他事業者がこれらの設備を組み合わせることで当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、もしくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 ③ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 ・なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 ・局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	【加入光ファイバについて】 ・ 加入光ファイバについては、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと思います。 ① 指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、I P・ブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に設備競争が進展していること。 ② 現に、光ファイバについては、電力会社が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開しており、CATV事業者も、通信と放送の融合が進む中、電力会社や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去10年間で契約数を約1.8倍の約2,867万世帯（平成24年3月末。登録に係る有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数、「再放送のみ」を含む。）に増加させていること。 これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、ジュピターテレコム殿からも、「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考える。」といった意見も提出されており、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することは十分可能であること。 ③ 主要国において、加入光ファイバをアンバンドルし、提供義務が課せられているのは日本だけである

検証項目	当社意見
	こと。→別添5 これに関して、平成22年度の「光の道」構想に関する意見募集に際して、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」といった意見も提出されていること。 ・なお、現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっていますが、仮に、今回は、加入光ファイバが第一種指定電気通信設備の対象から除外されないことになったとしても、今後に向けては、既に敷設済のメタル回線と、健全な設備競争の下で整備されてきた光ファイバの規制を明確に区分し、個々にそのボトルネック性の有無等の検証を行い、諸外国での規制の状況なども踏まえながら、規制の要否を判断する必要があると考えます。 ・また、その際には、加入光ファイバのボトルネック性の判断にあたって、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合やモバイル系ブロードバンドサービスの普及等を踏まえ、CATV回線や高速モバイルアクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・さらに、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	【F T T Hサービスの戸建て向け屋内配線について】 ・戸建て向け屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備です。屋内配線の設置工事は、他事業者も同様に実施することが可能であり、現に実施していることを鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。 【現行の指定方法の見直しについて】 ・殆ど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 ・したがって、現行制度の下においては、N T T東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定し、具体的に列挙する方式（ポジティブリスト方式）を採用すべきと考えます。

検証項目		当社意見
(1) 第一種 指定電 気通信 設備に 関する 検証	ウ アンバンドル機能 の対象に関する検 証	当社のNGN等、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】 ・ フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）については、地域 I P 網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成 1 3 年から現在に至るまで 1 0 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 ・ 中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】 ・ 光信号伝送装置（O L T）は平成 1 3 年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成 1 4 年より、当社が接続料を設定していたものの、平成 1 3 ・ 1 4 年から現在に至るまで 9 年ないし 1 0 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。 ・ イーサネットスイッチに係る接続料（イーサネットフレーム伝送機能）についても、他事業者からの強い接続要望を受け、平成 2 2 年 6 月に接続料を設定したものの、同年 7 月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者を含む事業者からの利用要望がないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと思います。

検証項目	当社意見
	【I P 電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】 ・音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、各事業者は相互に接続料を支払い合う関係に立つことになります。当社のひかり電話網と他事業者網との接続も、このような対等な関係にあるため、当社のひかり電話網のみを指定電気通信設備とすることはもちろん、ひかり電話サービスに係る機能（関門交換機接続ルーティング伝送機能）のみをアンバンドルの対象とすることはバランスを失することになります。 ・したがって、当社のひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、当該機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと考えます。 ・また、現在、当社のひかり電話網と接続する他事業者網の接続料の中には、他事業者網の着信ボトルネック性が一因となって、当社よりも高い水準の接続料が設定され、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が生じている場合があります。 ・当社から当該事業者に対し、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠を提示いただくよう再三求めています。当該事業者には全く応じていただけない状況にあることから、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示を行うべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合には、当該事業者には当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと考えます。 ・それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、接続料の水準や算定方法の適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示

検証項目		当社意見
		の程度を更に高めるために必要な措置を講じていただきたいと思います。

検証項目	当社意見
	【ベストエフォート O A B J - I P 電話サービスについて】 ・現在、情報通信審議会 情報通信技術分科会 I P ネットワーク設備委員会 通信品質検討アドホックグループにおいて、ソフトバンク殿が提案する「ベストエフォート回線を用いた O A B J - I P 電話サービス」の提供の是非について議論されていますが、当該サービスについては、現行の O A B J - I P 電話の通話品質基準が確保されておらず、緊急通報呼が繋がらなくなる可能性もある等、国民生活に支障を及ぼすことになることに加え、以下のとおり、技術的な問題だけでなく、競争政策上の極めて大きな問題を孕んでいるため、もっぱら技術基準等を取り扱う場の議論のみで容認されるべきではなく、競争政策の観点から、十分議論を尽くした上で、その是非を判断する必要がある、それまでの間は、当該サービスの提供は見送られるべきであると考えます。 (1) ユニバーサルサービスの在り方について ・今回のソフトバンク殿の提案は、当社のフレッツ光（ブロードバンドサービス）上で提供することを前提としているため、ユニバーサルサービスには該当しませんが、同様の方式で「電話のみメニュー」が低廉な料金で提供されるようになった場合に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するか否か明確になっていません。 ・仮に、当該メニューがユニバーサルサービスに該当するとされるのであれば、当社もこれから P S T N マイグレーションを控えている中で、I P 電話サービスの提供方法を抜本的に見直さざるを得ないものと考えます。 ・逆に、当該メニューがユニバーサルサービスには該当せず、ユニバーサルサービスとしては従来どおりの品質を求めるとされるのであれば、(2) に後述するような競争中立性を欠いた競争環境下において、当社はユニバーサルサービスを提供する責務を果たすことが困難となるため、ユニバーサルサービスの定

検証項目	当社意見
	義そのものを抜本的に見直すが必要になると考えます。 - また、現在、ユニバーサルサービスの維持に係るコストについては、その一部を基金で補填し、大半をNTT東西の内部補填により賄っているところですが、他事業者が都市部等の競争エリアにおいて、今回の提案方式によるベストエフォートのOABJ-I P電話サービスを低廉な料金で提供するようになると、都市部等でのPSTNユーザの流出が進み、NTT東西の内部補填によるユニバーサルサービスの維持が困難になることから、ユニバーサルサービス基金制度についても抜本的に見直すが必要になると考えます。 (2) ネットワーク利用料の負担の公平性について - 今回、ソフトバンク殿は、当社のNGNとISP接続することで、ルータによる伝送部分のネットワーク利用料を負担することなく、OABJ-I P電話サービスを提供しようとしており、当該サービスの通話料を無料にしてくれることも想定されますが、当社を含むOABJ電話サービス提供事業者は、交換機やルータによる伝送部分のネットワーク利用料（コスト）について、電話サービスの通話料で回収することを前提に事業を運営してきたところであり、当該コストを他の料金で回収するような見直しは現実的には難しいと考えます。 - このように既存事業者が、現実的に採り得ない仕組みでOABJ-I P電話サービスの提供を認めることは、これまでのOABJ電話市場における競争環境を根本的に覆し、現行のPSTN並みの品質確保を前提に技術開発・研究・投資を重ねてきた既存事業者に対して圧倒的に不利な競争条件を強いるものであり、同じOABJ電話でありながらネットワーク利用料の負担の公平性が図れない等の点について、競争政策上の観点から十分検討する必要があると考えます。

検証項目		当社意見
(2) 第二種 指定電 気通信 設備に 係る検 証	ア 指定要件に関する 検証 イ 指定の対象に関する 検証	【第二種指定電気通信設備規制の対象】 ・先般の電気通信事業法施行規則の一部改正（平成24年5月29日）により、新たに第二種指定電気通信設備規制の対象としてソフトバンク殿が追加される見通しとなりましたが、現時点において第二種指定電気通信設備規制の対象となる携帯事業者（以下、二種事業者）3社間の接続料水準には格差が生じています。 ・二種事業者が「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を遵守することで、携帯電話接続料の水準・算定に係る適正性・透明性が確保され、接続料水準が下がっていくものと考えますが、他の二種事業者に比べ接続料水準が高止まりし続けている二種事業者については、当該ガイドラインの遵守に加えて、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」（平成24年7月27日）にあるとおり、当社から求めがあれば、当社と同程度の算定根拠を提示いただき、合理的な説明を行っていただきたいと思います。 ・それでもなお、十分な情報開示をいただけない場合には、総務省殿において、こうした二種事業者間で接続料水準に格差が生じている要因や、他の二種事業者に比べ接続料水準が高い事業者の設定する接続料が妥当であるかについて検証した上で、その検証結果を公表する等、接続料水準の透明性・適正性を確保するために必要な措置を講じていただきたいと思います。

検証項目		当社意見
(3) 禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	【第二種指定電気通信設備規制の対象】 ・ 携帯電話事業者に対する第二種指定電気通信設備制度は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性に依拠しているものであることから、本来、全ての携帯電話事業者（MNO）に同等の競争ルールが適用されるべきであると考えます。 ・ 特に、禁止行為規制については、携帯電話事業者の中でNTTドコモだけが引き続き規制対象とされているところですが、昨今のスマートフォンの爆発的な普及やスマートフォンをトリガーとする移動通信と固定通信が融合した市場の拡大等、市場環境や競争環境の急激な変化等を踏まえると、携帯電話事業者同士で規制格差を設けなければならない程の市場支配力の差は存在しないことから、規制格差の存在によって各社の利用者間で不公平な状況が生じることにならないよう、非対称規制となっている禁止行為規制については撤廃すべきと考えます。

検証項目		当社意見
(3) 禁止行為に関する検証	イ 指定電気通信設備における禁止行為に規制の運用状況に関する検証 ウ 特定事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	【禁止行為規制等について】 ・ 当社は、従来より電気通信事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守してきており、平成23年11月30日に施行された改正事業法及び同法施行規則について、以下のとおり措置を講じております。 ① すべての監督対象子会社において禁止行為に関する規程等を制定し、責任者の配置、研修の実施、点検の実施等の措置を実施。 ② 接続関連情報等の取り扱いに関する体制の整備等を実施。 ・ 設備部門の設置、並びに、兼務の禁止、及び、居室の分離。 ・ 接続関連情報を有するシステムにおける利用権限の管理、ログの記録・保存。 ・ 接続関連情報の取扱いに関する規程の制定、研修の実施。 ・ 当社設備部門が第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備の接続のために実施した手続の実施の経緯等の記録・保存及び当社設備部門が第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために当社設備部門以外の部門との間で実施した手続の実施の経緯等の記録・保存。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、他の電気通信事業者との間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定によるものであること、及び、当社設備部門以外の部門の間において記録された手続の実施の経緯等が接続約款等の規定に準ずるものであることの確認。 ・ 設備部門とは独立した監視部門による、設備部門における接続関連情報の取扱いに問題がないことの確認。 等 ・ むしろ、情報通信市場においては、固定と移動の融合、プレイヤーの多様化、市場のグローバル化が急速に進展する中で、お客様利便の高いサービスの提供に向けて、各事業者が他の事業者との協業も活用し、
(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証		
(5) 機能分離の運用状況に関する検証		

検証項目	当社意見
	活発な事業展開を行っているところです。現に、例えばKDD I 殿は、特定の事業者の固定通信を利用した場合にスマートフォンの月額料金を割り引くなど固定とモバイルを組み合わせた新たなサービスを開始しています。 ・ その一方で、NTT 東西に対しては、電話時代を前提とした指定電気通信設備規制や禁止行為規制といった非対称規制や、往時の競争環境を前提とした累次の公正競争要件などが課せられており、これにより、お客様の利便性の向上に対する要請に機動的かつ柔軟に対応できないとなれば、NTT グループのお客様だけが不利益を被ることとなります。 ・ したがって、全ての事業者のお客様が多様なサービスの利便を制約なく享受し、ブロードバンドサービスの利活用の一層の促進を図る観点から、現在の規制のうち時代にそぐわないものは撤廃または緩和していただきたいと考えます。

【別添1】当社の線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化

- ・電柱・管路等の線路敷設基盤、アクセス回線、NGN等のネットワークは十分にオープン化されており、他事業者は当社が提供する素材を自由に組み合わせて、独自のIPネットワークを構築可能

		NTT西/東	電力系・CATV事業者 KDDI(東電エリア・CTC)	KDDI SBB等DSL事業者	【想定】 CATV事業者等
接続形態	ネットワーク	NTT西/東 NGN等	自前 IPネットワーク	自前 IPネットワーク NTT西/東ビルに コロケーション	NTT西/東 NGN等
	アクセス	光ファイバ (ダーク・シェアト) メタル回線 (ドライカットパ等) 	自前光ファイバ 自前同軸 	光ファイバ (ダーク・シェアト) メタル回線 (ドライカットパ等) 	自前光ファイバ 自前同軸 
契約数 (NTT西/東計)		FTTH:1,656万契約 ADSL:232万契約	FTTH:574万契約		0契約
			CATV:591万契約	ADSL:438万契約	
NTT西/東が 提供する素材		-	線路敷設基盤 (電柱・管路等)	光ファイバ(加入ダークファイバ) メタル回線(ドライカットパ等) 局舎コロケーション	NGN等の 収容局接続機能
貸出実績 (NTT西/東計)		-	電柱 :461万本 管路・とう道:4,619km	加入ダークファイバ:72万芯 ドライカットパ等:758万契約 局舎コロケーション:8.5万架	平成13年からアンバンドル しているが、利用実績は皆無

契約数 :総務省公表値及び当社調べ H24.3月末時点

貸出実績 :当社調べ H24.3月末時点(電柱・管路・とう道はH23.12月末時点)

【別添2】固定ブロードバンドサービス市場(FTTH、CATV、DSL)のシェア

・30府県中10府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。

●10府県にて電力系事業者のFTTHサービスと熾烈な競争が展開

●11県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開

他社FTTHサービスとの競争が激しいエリア

他社FTTHシェア20%以上
当社FTTH平均シェア: 39.3%
他社FTTH平均シェア: 27.2%

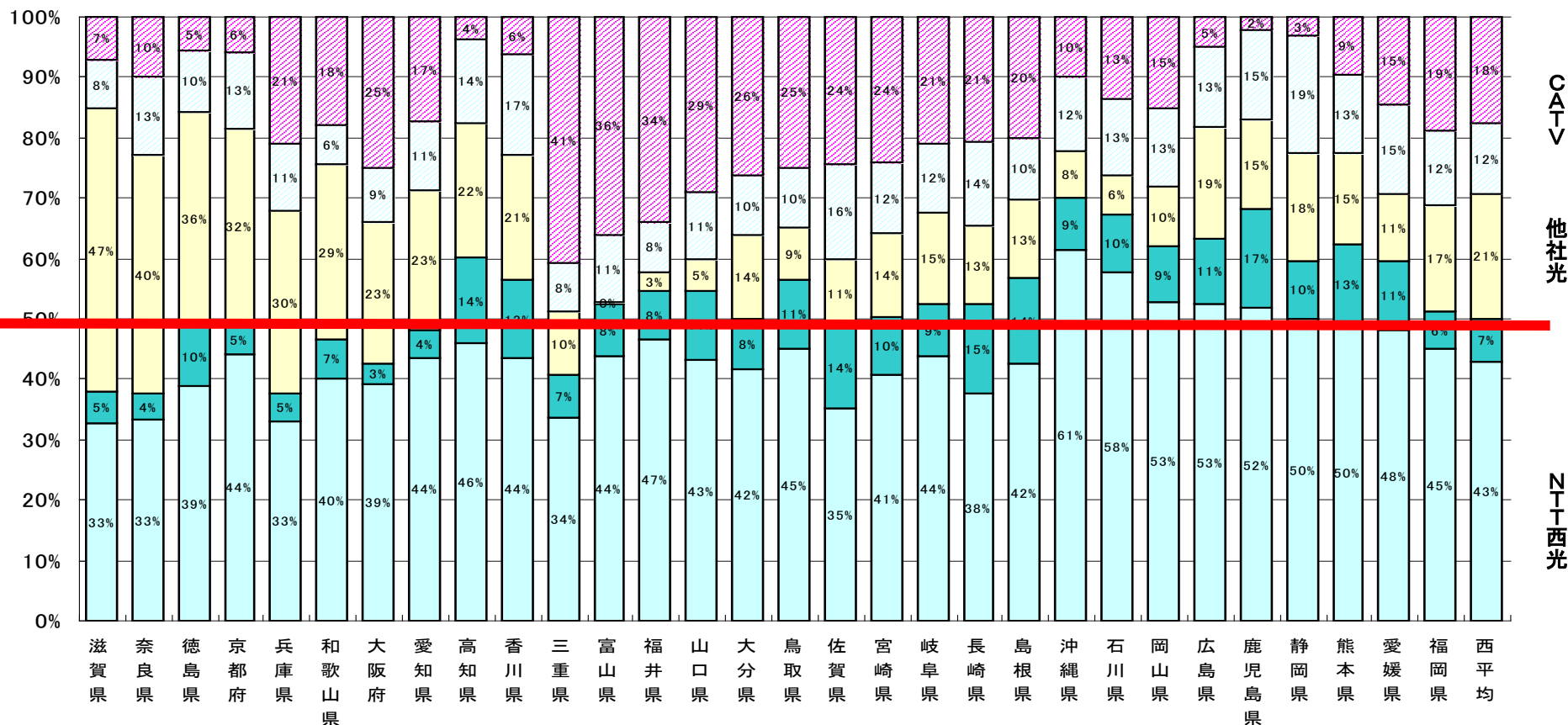
CATV事業者との競争が激しいエリア

CATVシェア20%以上
当社FTTH平均シェア: 40.8%
CATV事業者平均シェア: 28.2%

その他

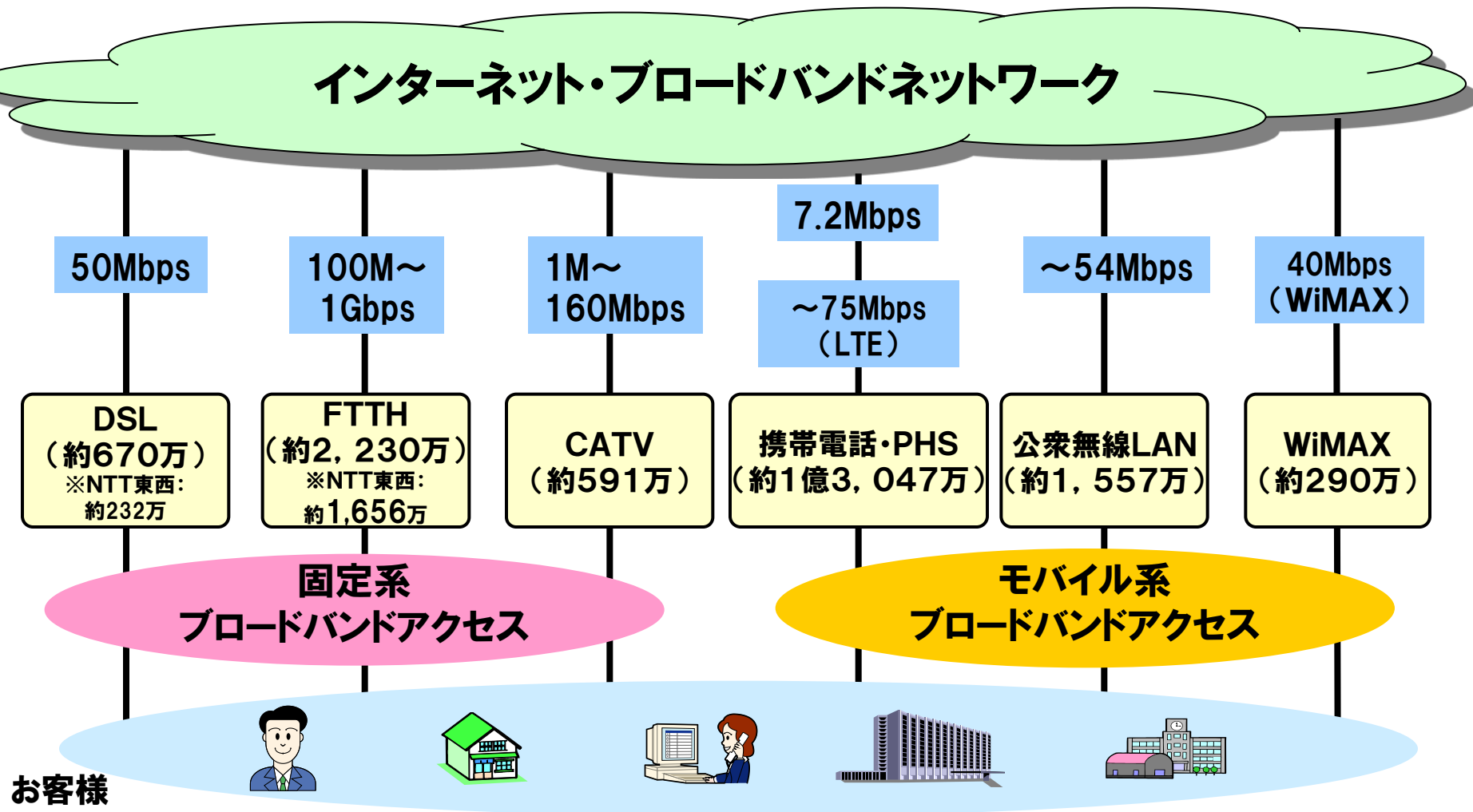
9県
当社平均シェア: 59.8%

西日本平均
49.9%



【別添3】多様なブロードバンドアクセスが展開

・固定系ブロードバンドアクセスであるDSL・FTTH・CATVに加え、携帯電話、公衆無線LAN等のモバイル系ブロードバンドアクセスも展開されており、お客様は多様なアクセス手段を選択可能。



(注) 速度に関する数値は商用サービスの速度であり、ベストエフォートでの最大値。

DSL: NTT東西 フレッツADSL等、FTTH: NTT東西 フレッツ 光ネクスト 等、CATV: J:COM等
携帯電話: NTTドコモ FOMAハイスピード等、公衆無線LAN: NTT東西 フレッツスポット等、LTE: NTTドコモ「Xi」(クワシイ)
WiMAX: UQコミュニケーションズ「UQ WiMAX」(H21.7よりサービス提供開始。全国主要都市へエリアを拡大中)

(出典) 携帯電話・PHS、WiMAXはTCA公表値 H24.6末時点
それ以外は総務省公表値 H24.3末時点

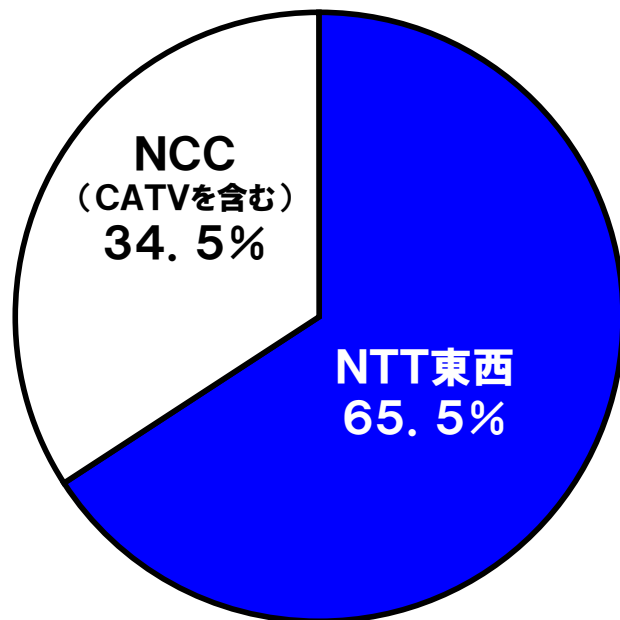
【別添4】IP電話市場の競争状況

・市場を広く捉えると、当社のひかり電話は、市場支配的であるとは言えない。

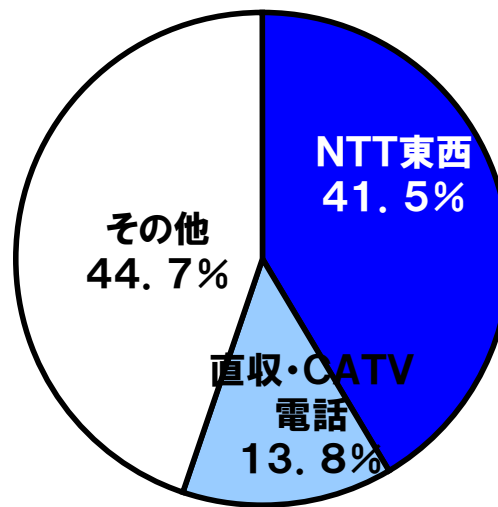
●050 IP電話、直収・CATV電話を合わせると、41.5%

●050 IP電話、直収・CATV電話、携帯電話・PHSを含めると、8.3%

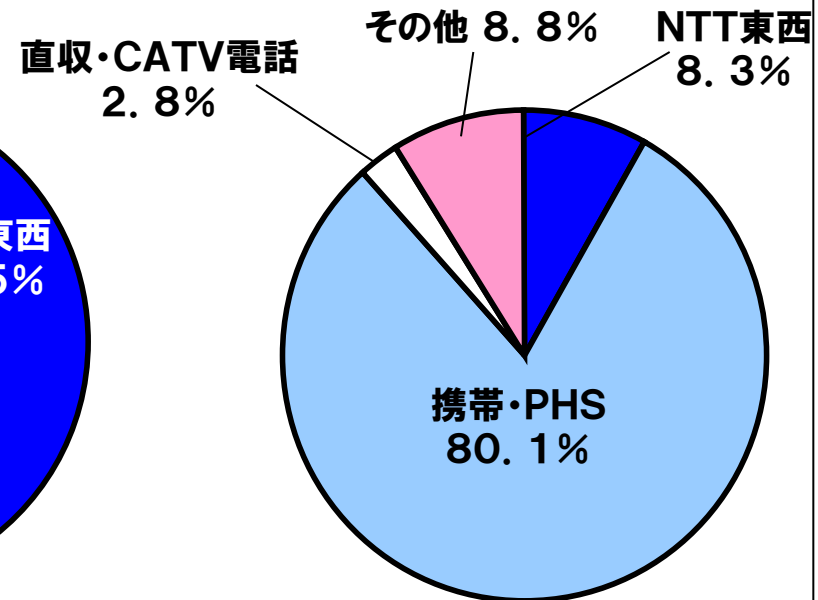
OABJ－IP電話



OABJ－IP電話＋050 IP電話
＋直収電話・CATV電話



OABJ－IP電話＋050 IP電話
＋直収電話・CATV電話
＋携帯電話・PHS



【別添5】主要国とのブロードバンド規制比較

- ・主要国において、光インターネットのアクセス部分(光ファイバ)やネットワーク部分(IP網)をアンバンドルし、提供義務があるのは日本のみ。

＜主要各国のドミナント事業者に対するブロードバンドの規制状況＞

				日本	韓国	アメリカ	フランス	ドイツ	イギリス
接続規制 (アンバンドル義務)	アクセス	メタル	ドライカップ	あり	あり	あり	あり	あり	あり
			回線共用 (ラインシェアリング)	あり	あり	あり→なし (2003年に撤廃)	あり	あり	あり
		光		あり	なし	あり→なし (2003年に撤廃)	なし	あり→なし (2005年に撤廃)	なし
	IP網			あり	なし	なし	なし	なし	なし

意見書

平成24年8月8日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI 株式会社
だいひやうとりしまりやくしやちやう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

検証項目	意見
はじめに	公正競争レビュー制度を運用するにあたっては、総務省において少なくとも四半期毎に精緻な調査・検証を行うべきであり、検証結果についても、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で公の場である審議会において調査審議する仕組みに変更し、透明性を確保すべきです。 詳細は後述しますが、現状当社では以下の事項について、公正競争上の課題があると認識しており、注視するのみならず、直ちに調査・検証し、必要な措置を講じる等、厳格な運用を行うべきと考えます。 ・ 光屋内配線の転用率向上に関する課題の解消 ・ 利用部門と競争事業者とのリードタイム等同等性の確保 ・ コロケーション・中継ダークファイバについての設備枯渇の解消 ・ 加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルール ・ 地中化エリアの光ファイバの開放 ・ 無派遣工事メニューの設定（NTT 西日本） ・ 固定電話の番号ポータビリティ可能エリアの運用の見直し ・ 光配線区画の適正化と光配線区域情報のリアルタイム性の確保 ・ FTTH 販売に係る接続関連情報の利用 ・ 活用業務の認可制から届出制への変更 ・ フレッツ・テレビの広告表示（NTT 東日本） ・ ドミナント事業者に対する禁止行為規制の維持 ・ NTT ファイナンスによる料金請求・回収業務の統合 ・ NTT グループ各社の一体営業 ・ NTT 東・西／NTT ドコモのグループ内 ID 連携 ・ NTT ブランドの使用 ・ 光ポータブルによるグループ内サービスのセット販売

NTT 東・西等における規制の遵守状況等の検証	1 指定電気通信設備制度に関する検証	(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	イ 指定の対象に関する検証	■ 光屋内配線の転用に関する課題の解消について 屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けの FTTH サービスについては、NTT 東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者の FTTH サービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。 現在、NTT 東日本と具体的な既存マンションにおける光屋内配線転用トライアルに向けて協議を続けているところではありますが、事業者間で課題の整理に至っていません。一方、今後新規に建設するマンションやビルについては、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保するとともに、NTT 東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者へ転用できるよう指定設備化して開放を義務化する等、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できるようにすべきです。
			ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	■ NTT 東・西利用部門と競争事業者との同等性確保について 昨年 11 月に施行された電気通信事業法改正において、NTT 東・西については機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が措置されました。 しかしながら、機能分離の実施にあたって遵守すべき行為については、接続事業者と NTT 東・西の利用部門との同等性を確保するための具体的なかつ詳細な項目・指標が列挙されておらず充分とはいえません。設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関するデータを検証基準として予め規定すべきと考えます。 なお、同等性の検証にあたっては、単に接続約款に規定された回答納期等の遵守状況を検証するのみならず、利用部門と競争事業者それぞれにおいて要したリードタイムを比較し、検証しなければ、競争の公正性を担保することができないものと考えます。 ■ コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールの改善について 競争事業者がエリア展開を行う際、収容局ビルによっては、コロケーションや中継ダークファイ

				バ等の空きがない等の理由によって、長期間に渡って NTT 東・西の設備を利用できない問題が生じています。長期間 D ランク（利用不可）となっている収容局ビルについては、今後の需要も考慮した上で D ランク解消に向けた設備計画を立てるよう、措置を講じるべきです。 また、NTT 東・西の利用部門と接続事業者との間で、以下の点について同等性が確保されているか、引き続き検証が必要と考えます。 （具体的な検証項目例） -全局舎の情報がタイムリーに開示されているか。 -接続事業者は、NTT 東・西利用部門と同じタイミングで同じ情報を取得できているか。 ■ 加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて 開通までのリードタイムや開通に必要な要員配置が NTT 東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるようリードタイムの実績を引き続き検証し、運用の同等性確保を徹底する必要があると考えます。 ■ 地中化エリアにおける光ファイバの開放について 地中化による無電柱化等が進行しているエリアでシェアアクセスやダークファイバの利用によらず管路内に光ファイバを敷設して FTTH サービスを展開する場合、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であったり、掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないことから競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が存在していますが、このようなエリアについて、競争を促進し、ユーザーの選択肢を確保することが必要です。 現状の接続ルールにおいては、NTT 東・西が敷設した光ファイバについて、「NTT 局舎～各戸」までひと続きで借りることしかできません。「電柱（クロージャ）～管路～各戸」の部分的な開放については、事業者間で工法上・運用上の課題があります。 ■ NTT 西日本における無派遣工事メニューの設定について 光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、平成 23 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申における総務省の考え方で
--	--	--	--	--

			も示されたとおり、早期に宅内工事を行わない既設光屋内配線工事メニューを設定・利用することでサービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現すべきです。 しかしながら、NTT 東日本においては無派遣工事メニューが設定されているにもかかわらず、事業者間において運用上の課題が解決されておらず、実際に利用できないメニューになっています。また、NTT 西日本においては未だにメニュー自体が設定されていない状況です。実際の利用を進めることにより、早期にユーザー利便の向上を図る必要があると考えます。 ■加入電話番号ポータビリティの運用見直しについて 平成 23 年 12 月 20 日付け情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」において示された考え方とおり、利用者利便の向上を図るため、可能な限り早期に、NTT 東・西の利用者が番号を持ち運べる地域を現在の収容局単位の運用から番号区画単位まで拡げるなど、ロケーションポータビリティの拡大に向けて、NTT 東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべきです。
		(その他)	■光配線区域の適正化と光配線区域情報のリアルタイム性担保について 平成 24 年 3 月 29 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申にあるとおり、光配線区画の適正化の方法については、NTT 東・西は、主に接続事業者向けに新たな配線区画を設定することで対応するとしており、NTT 東・西が自ら利用する光配線区間（以下、「既存光配線区画」という。）については、需要が疎なエリアで適宜適正化を行っていくと公言しているのみです。FTTH 市場の競争を促進するためには、全国でシェアードアクセスの収容率を高めていくことが不可欠であることから、光配線区間の適正化の検証は、全国の既存光配線区画も含めて行われるべきです。 また、既存光配線区画の適正化については、対象となる区間や時期が示されていない状況であることから、NTT 東・西においては、ユーザーニーズを踏まえて実施スケジュール等の情報を迅速かつ具体的に開示すべきであり、総務省においては、接続委員会等の公の場において四半期毎に光配線区画の適正化状況等について検証し、不十分な場合には、是正措置を講じるべきと考えます。 その際、既存光配線区画については、本来はシェアードアクセスの対象になり得ない中規模マ

		ンション（主に 4 階建て以上の建物）や、1 つの配線区画を占める大規模マンションの世帯数がカウントされているなど、NTT 東・西が表明している光配線区画当たりの世帯数（※）が実際には確保されておらず、現在もカバー世帯の少ない配線区画が存在していることを考慮し、これらが適正化されているかを十分検証する必要があります。 ※NTT 東日本は約 50 世帯、NTT 西日本は約 40 世帯と公言している。 また、光配線区域情報については、事業者の要望を受けてから一定期間経過後に有料で公開される運用になっていますが、光配線区域情報については、事業者の収容効率等に直結する重要な情報であり、事業展開や設備構築に必要な情報であることから、最新の光配線区域情報をタイムリーかつ容易に入手できるように、ウェブサイト等で開示すべきと考えます。
（３） 禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	移動体市場において 5 割近いシェアを有する圧倒的なドミナント事業者であることに加え、企業グループとしても大きな市場支配力を持つような事業者については、禁止行為規制の適用を現行通り維持すべきと考えます。 仮に NTT ドコモが FTTH とのセット割引を開始する場合、排他的な取扱いをしていない等法令上違法ではないという理由のみで、NTT 東・西を対象に含めることまでも認めれば、NTT ドコモと NTT 東・西の顧客基盤が統合されることにより再び独占に向かうこと許容してしまうことを意味します。このことは、結局はユーザーの選択肢を狭めていくことになり消費者の不利益につながるため、決して認められるべきではありません。現行の電気通信事業法の禁止行為規制が、公正競争を担保するための効果を事実上持ち得ず、NTT 法の精神に反してユーザーの選択肢を狭める動きを阻止できないのであれば、直ちに公の場において NTT の在り方議論を開始すべきと考えています。
	イ 指定電気通信設備制度における禁止行為規制の運用状況に関する検証	■NTT ファイナンスによるグループ各社の料金請求・回収業務の統合について 本年 7 月より、NTT ファイナンスによって NTT グループの料金の請求・回収業務等の統合が開始されました。2 月の報道発表以降、競争事業者からは、本施策が公正競争に与える影響は極めて大きいとして、実施延期や見直しを含む指導及び情報公開等を求めてきました。これを受けて、総務省も、3 月 23 日に NTT 東・西、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズ、NTT ファイナンスに対して行政指導を行い、NTT グループ各社に課せられている NTT 法や事業法により課されている各種規制等の趣旨が引き続き確保されるよう、適切な措置を講じ

当該措置の内容を実施前に報告することを要請していました。

6月28日に、競争事業者から総務大臣宛に提出した要望書に述べているとおり、NTTグループ各社からの報告内容や、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果を公開して外部検証性を確保することや、審議会等の場において、競争事業者等の意見も踏まえた上で、十分に検証を重ねるべきであるとする要望書を提出しました。

NTTグループ各社からの報告内容は公開されましたが、総務省における検証の際の判断基準・検証方法・検証結果についての公開は、現時点では行われていません。についてはこれらの公開と、審議会等の公の場における十分な検証を速やかに実施すべきと考えます。

なお、総務省は NTT グループの料金請求・回収業務等の統合について条件を付しているものの、本施策により NTT グループ一体化の動きが既成事実化することは問題であり、今後新たに公正競争上問題のある NTT グループの統合等に係る施策が実施されることのないよう、公正競争環境確保の観点からより厳格なルール運用を行っていくべきです。

■くらし快適サービス NTT tabal について

本年 7 月より、NTT ファイナンスが「くらし快適サービス NTT tabal」を開始しています。NTT グループの料金請求・回収業務に加え、他社の料金請求・回収業務を手掛けるサービスと推測されますが、ウェブサイト等からはサービスの詳細をうかがい知ることができません。本サービスは NTT ブランドを前面に出してのお客様訴求となっており、子会社である NTT ファイナンスによる提供であることを明示すべきです。また、本サービスで付与される「tabal ポイント」は様々な景品と交換できるようですが、これが排他的な通信とのセット割引実施となることがないよう、注視するのみならず、調査を継続し、問題が見つければ必要な措置を講じるべきと考えます。

■NTT 東・西による FTTH 販売に係る接続関連情報の利用

接続事業者は、NTT 東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為が NTT 東・西によって行われていることがないよう、昨年の電気通信事業法改正によって、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところですが、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれ

に基づく是正措置を引き続き着実に講じるべきと考えます。

■NTT グループ各社の一体営業

昨年の競争セーフガードでも指摘したNTT 東・西の県域等子会社によるNTT ドコモの携帯電話の販売については、NTT 東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の実質的に排他的な一体営業となっていることから、禁止行為に該当する行為といえます。現時点でも昨年同様に NTT 東・西の県域等子会社のウェブサイトに NTT ドコモ商品の取扱いが記載（別添資料参照）されています。また、県域等子会社等を介した NTT ドコモと NTT 西のセット営業の事例も発生しています。

昨年の電気通信事業法改正で、NTT 東・西は子会社に対する監督義務が規定されたところであり、総務省は、注視するのみに留まらず、厳格な調査、検証及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。

このような禁止行為に該当する排他的な一体営業については、法改正では明示的に対応されていないことから、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として直ちに記載した上で、改めて法改正を行い、禁止すべきと考えます。

なお、子会社から代理店等に再委託されることも容易に想定できるため、子会社のみならず、子会社から代理店に再委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。

■NTT 東・西／NTT ドコモのグループ内 ID 連携

禁止行為規制の対象である NTT ドコモが、NTT グループ内の自己の関係事業者のみ（NTT コミュニケーションズ、NTT レゾナント）と連携してシングルサインオンを提供することは、形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、実質的には禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務にあたると考えます。

さらに、NTT 東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグルー

		ブドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。 本事案はグルーブドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にある NTT グループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といった NTT グループの総合的な市場支配力を踏まえ、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として直ちに記載するべきと考えます。 また、NTT グループの総合的な市場支配力についても、注視するだけでなく、それに基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。
	ウ 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証	特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在 NTT コミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者である NTT 東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。 NTT 東・西等の料金請求・回収業務を統合した NTT ファイナンスについては、総務省の要請（平成 24 年 3 月 23 日付け）により、NTT 東・西との役員兼任や電気通信役務の販売業務の委託を禁じられており、また、NTT 東・西から料金請求関連業務の委託を受けています。 さらに、NTT ドコモについても、NTT ファイナンスとの間で同様に役員兼任や電気通信役務の販売業務の委託を禁じられています。このことから、NTT ドコモについては、NTT コミュニケーションズ同様に特定関係事業者として規定すべきと考えます。 加えて、NTT ファイナンスについても、電気通信事業者ではないものの、NTT グループにおける総合的な市場支配力に着目し、特定関係事業者として規定すべきと考えます。
	(4) 業務委託先子会社等監督の運用状況に関する検証	NTT 東・西からの報告には、以下に列記するような課題があると考えられますので、総務省においては、NTT 東・西に対して厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきです。
	(5) 機能分離の運用状況に関する検証	

		・監督対象子会社による再委託は、事業法等の規制を潜脱する恐れがある。 ・監督対象子会社との役員兼任は、事業法等の規制を潜脱する恐れがある。 ・制定された公正競争等に係るマニュアルや実施された教育研修の内容については、公開されていないため、内容が事業法等の趣旨に沿っているのか、また検証が厳格であったのか判断できない。 ・監査部門の被監査部門からの独立性が不明であり、組織の全体像を公表すべき。 ・監査は書面のみならず、立ち入り検査等も実施し、実効性を担保すべき。 ・再委託先についても研修や監査が厳格に行われるようにすべき。 ・接続関連情報の適切な取扱い等に関する規程が全て「経営上の秘密等の観点から非公表」ということでは、競争事業者では措置の妥当性の判断ができない。 ・設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間（及び開通要員の配置）の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性等に関する利用部門と競争事業者のデータが、比較可能な形で公表されておらず、同等性が確保されているか判断ができない。 ・コロケーションや中継ダークファイバの利用ルールや、加入電話番号ポータビリティの運用見直しに関する情報について、同等に情報開示がなされているのか、判断できない。
2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証	(1) 検証の対象	■ NTT ブランドの使用 県域等子会社や NTT グループ各社は、NTT 法第 8 条によって本来使用が NTT 持株及び NTT 東・西に限定されている「日本電信電話」= NTT ブランドを「NTT 東日本－〇〇」や「NTT 〇〇」のように社名に冠することにより（別添資料参照）、NTT 再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。 ■ NTT 東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示 従来から指摘を重ねていますが、2011 年度の検証結果においても、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスを NTT 東・西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東・西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008 年度の検証結果に基づく要請を受けたて

講じている運用状況等について引き続き注視するとされているところですが、平成 24 年 6 月時点の広告物（別添資料参照）を見ても、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとはいえません。

NTT 東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体が NTT 東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきであり、注視だけでは状況が改善しない場合は更なる対応を取る必要があるものと考えます。

■ 光ポータブル

NTT 東・西の提供する光ポータブルは、NTT ドコモ等、他の携帯事業者の SIM カードを差し込むことで、3G モバイルデータ通信が利用可能となりますが、これは NTT 東・西が本来業務として認められていない移動体通信事業への事実上の進出であり、無条件に放置すべきではありません。

また、現状は NTT 東・西のフレッツ光と NTT ドコモとの直接的なパッケージ販売は行っていないものの、光ポータブルを使用して NTT ドコモサービスを利用することが可能となっており、FTTH 市場とモバイル市場でそれぞれ圧倒的に高いシェアを持つ NTT 東・西と NTT ドコモとの実質的な連携がなされております。従って、総務省においては、NTT グループのサービスを直接的・間接的に連携させるような動きについて注視するだけでなく、厳格な調査、検証を行い、問題が認められた場合には是正措置を着実に講じるべきと考えます。

■ 活用業務制度の認可制から届出制への変更について

活用業務制度は、NTT 東・西の本来業務を地域通信市場に限定した NTT 再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者である NTT グループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないまま NTT 東・西の業務範囲拡大が認められてしまったというところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。

「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においては、活用業務の認可要件である、電気通信事業の公正な競争を確保するために NTT 東・西が講ずべき措置として 7 つのパラメータが規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件が網羅されているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認められてきた NGN をはじめとする活用業務によって NTT 東・西の光ファイバシェアは 74.2%（2012 年 3 月末時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成 23 年度第 4 四半期（3 月末））」と依然として高止まりしている状況となっています。

昨年 6 月 8 日に競争事業者 22 社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに対し、NTT 東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返すことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。

そのためにも、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。

加えて、総務省への活用業務の届出は具体的なサービス名は明示されることなく包括的に行われることから、同種の設備構成・提供形態による全く異なるサービスであっても、個々に活用業務の届出を行うことなしにサービスが開始される恐れもあります。そのようなことが起こらないよう、総務省では個々のサービス単位で届出を求め厳格に調査・検証を行う必要があると考えます。

さらに、公正競争上支障があることが明白である移動体事業や ISP 事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で 2014 年度の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業務制度のみならず NTT の在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。

3 その他		■ 今後の検討に向けて 透明性を確保する観点から、総務省が検証結果を情報通信審議会に報告する従来の仕組みではなく、検証結果案の段階で審議会において調査審議する仕組みに変更すべきです。その結果、問題が生じている場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、2014 年度の包括的な検証を待たずに NTT の在り方を含む抜本的な競争政策の見直しを行うことを検討すべきです。

以上

県域等子会社のドコモ取扱い(NTT東日本)

①NTT東日本—群馬

NTT 東日本-群馬

HOME 商品サービス 企業情報 NTTからのお願い お問い合わせ先

商品・サービス

- NTT東日本商品** 〈お問い合わせ 0120-116 116〉
 - フレッツ光
 - フレッツ・ADSL
 - ひかり電話
- NTT東日本商品** 〈お問い合わせ 局番なしの 116番〉
 - 電話に関する各種サービスについて
 - 0036通話サービス
 - 電話機・ファックス等について
- NTTドコモ商品** 〈お問い合わせ 027-327-0629〉
 - NTTドコモ携帯電話販売

②NTT東日本—福島

ほんとうの空 福島の空

Home ふくしま人 福島ぶらり 映像蔵 NTT東日本-福島

NTT東日本-福島 取扱商品

docomo with series 毎日をもっと楽しく、もっと快適に。

docomo NEXT series 想像を超える、驚きと発見を。

ドコモ タブレット みんながわくわくする、タブレットの世界へ。

docomo STYLE series 自分らしさがビビッドに光る。

キッズケータイ

**docomo三次代理店として販売しております
新機種種の購入および機器取替OK**

ご利用上の注意・お問い合わせ | プライバシーポリシー

Copyright (C) 2006-2012 株式会社NTT東日本-福島

県域等子会社のドコモ取扱い(NTT西日本)

①NTT西日本—東海

モバイルライフを次のステージに。

コミュニケーションからビジネスソリューションまで、あなたのモバイルシーンをサポートします。

店舗のご案内

NTTドコモの携帯電話に加え、モバイルラズチェックなどの商品を取り扱っている店舗を ご案内します。

	店名	連絡先	営業時間	定休日	所在地
愛知県	ドコモショップ 豊明店	0120-866841	10:00～19:00	無休	豊明市新田吉池16-19
静岡県	ドコモショップ 大仁店	0120-742788	10:00～19:00	水曜日	伊豆の国市吉田355-4

NTTドコモホームページはこちら
<http://www.nttdocomo.co.jp/>

②NTT西日本—中国

NTT 西日本—中国

会社概要

TOP > 商品サービス > 携帯電話の販売

事業内容

携帯電話の販売

組織図

NTT西日本—中国でドコモの携帯電話を各種販売しています。

関連リンク

商品サービス >>>



お問合せ

ITビジネス部移動体事業部門企画推進担当 082-544-3113

③NTT西日本—九州

NTT 西日本—九州

企業情報

商品・サービス

電話・電報
インターネット

お問合せ先一覧

HOME | 商品・サービス | 携帯電話機販売取次ぎ | ITビジネス部 IT営業担当

商品・サービス

Items&Service

携帯電話機販売

NTTドコモの新規お申込み・機種変更等取次ぎ

お問合せ

福岡

ITビジネス部 IT営業担当 092-281-3055

商品・サービス一覧

携帯電話機販売取次ぎ

ITビジネス部 IT営業担当

ネットワーク商品

IP-VPNサービス

広域イーサネットサービス

エリア限定サービス

出典: 各社HP

(<http://www.ntt-west-tokai.co.jp/original/act/mob.html>)

(<http://www.ntt-west-chugoku.co.jp/keitai.html>)

(<http://www.ntt-west-kyushu.co.jp/comm/docomo.html>) 2

「NTT」ブランドの活用(NTT東日本)

グループ会社

2011年7月1日 現在

都道府県会社(17社)

- ▶ (株)NTT東日本-東京
- ▶ (株)NTT東日本-神奈川
- ▶ (株)NTT東日本-千葉
- ▶ (株)NTT東日本-埼玉
- ▶ (株)NTT東日本-茨城
- ▶ (株)NTT東日本-栃木
- ▶ (株)NTT東日本-群馬
- ▶ (株)NTT東日本-山梨
- ▶ (株)NTT東日本-長野
- ▶ (株)NTT東日本-新潟
- ▶ (株)NTT東日本-宮城
- ▶ (株)NTT東日本-福島
- ▶ (株)NTT東日本-岩手
- ▶ (株)NTT東日本-青森
- ▶ (株)NTT東日本-山形
- ▶ (株)NTT東日本-秋田
- ▶ (株)NTT東日本-北海道

テレマーケティング分野(1社)

- ▶ (株)NTTソルコ

情報通信エンジニアリング分野(4社)

- ▶ NTTインフラネット(株)
- ▶ (株)NTTエムイー
- ▶ アイレック技建(株)
- ▶ NTTレンタル・エンジニアリング(株)

不動産分野(2社)

- ▶ (株)NTTビル・パルク
- ▶ (株)NTT東日本プロパティーズ

金融・カード分野(1社)

- ▶ (株)NTTカードソリューション

電話帳ビジネス分野(2社)

- ▶ NTT番号情報(株)
- ▶ NTT情報開発(株)

物流分野(1社)

- ▶ (株)アイ・エス・エス

アメニティ分野(1社)

- ▶ NTTスポーツコミュニティ(株)

国際分野(1社)

- ▶ NTTベトナム(株)

SI・情報通信処理分野(6社)

- ▶ (株)NTT東日本ソリューションズ
- ▶ NTT空間情報(株)
- ▶ NTTテレコン(株)
- ▶ 日本テレマティーク(株)
- ▶ (株)NTTメディアクロス
- ▶ NTTブロードバンドプラットフォーム(株)

移動体通信分野(1社)

- ▶ 日本空港無線サービス(株)

福利厚生分野(1社)

- ▶ テルウェル東日本(株)

支店なのか子会社なのか区別がつかない。

公社時代からの「NTT」ブランドを活用することで信用性を高め、営業活動にも優位な社名。

「NTT」ブランドの活用(NTT西日本)



NTT 東日本

フレッツ・テレビ

テレビに**光**をつないで
スポーツを**アツく**楽しもう!

フレッツ光(インターネット接続サービス)と
(株)オプティキャストの
提供する放送サービスで
**BSデジタルも地デジも
受信できる!**
(BSの一部チャンネルは有料です。)

©J.LEAGUE PHOTOS
2012 Jリーグ J1・J2
BSスカパー! / J SPORTS 1 他

©Yuzuru SUNADA
Cycle*2012 第99回ツール・ド・フランス
J SPORTS 4
6/30(土)~7/22(日)
世界最高峰のレースを全21ステージ生中継!

BSでテレビをもっと楽しもう!
BS 31ch
デジタル放送 フル対応!
(有料チャンネル20ch含む)

山崎武司(中田ドラゴン) サブロー(中田ドラゴン) 中田ドラゴン
©中田ドラゴン ©CHIBA LOTTE
J SPORTS STADIUM2012
J SPORTS 1 / J SPORTS 2 / J SPORTS 3
中日・広島・オリックス・東北楽天・千葉ロッテの主催試合を
プレーボールからゲームセットまで完全中継!

アドレナリンスポーツ
アクションスポーツワールド
BSスカパー!
毎週(日)放送 他

◎掲載している放送内容、放送期間は予告なく変更になる場合があります。

**平成24年
6月現在**

フレッツ・テレビ提供エリア: 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県、北海道の各一部地域
◎北海道およびその他の一部エリアについては、「フレッツ 光ライト」および「フレッツ 光ネクスト」(いずれもインターネット接続サービス)での提供となります。◎「フレッツ・テレビ」の提供エリアについて詳しくは、裏表紙販売担当者までお問い合わせください。◎「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の設備状況などにより提供できない場合があります。◎「フレッツ光」とは、「フレッツ 光ライト」、「フレッツ 光ネクスト」および「Bフレッツ」(いずれもインターネット接続サービス)の総称です。

目立つ
「NTT」

目立つ
「フレッツ」

目立たない
「オプティキャスト」